

投資促進等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 訪問理容に関する件	1
2 - 第1種電気工事士免状交付に必要な実務経験期間の短縮	1
3 - 訪問理美容の規制改革に関して、衛生的に国民を守ることができなくなることが懸念される	2
4 - 電子申込型電子募集取扱業務におけるクレジットカードを使用した決済	2
5 - 法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	2
6 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	3
7 - 少額短期保険業における一の保険契約者当たりの総保険金額の上限の撤廃	3
8 - 少額短期保険業者における引受け保険金額及び保険期間に関する規制の緩和	4
9 - 少額短期保険業者における普通責任準備金の計算方法及びディスクロージャー資料の記載項目の見直し	4
10 - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の報告事項の統一	5
11 - 県外産業廃棄物流入規制の見直し	5
12 - 産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	6
13 - 産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの合理化・短縮化	6
14 - 食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	7

15 - 泥土圧式シールド工事掘削土の取扱いの見直し	7
16 - 銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	8
17 - 発行体向けクロス・マーケティングの解禁	9
18 - 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	9
19 - 金融グループ内における法人顧客情報共有に関する明示的な措置	11
20 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	12
21 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	12
22 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	13
23 - 都銀等による信託業務に係る規制緩和	13
24 - グループベースのシステム一括調達・施設共用	14
25 - 銀行グループにおける管理体制の効率化について	15
26 - ネット決済ビジネスの高度化に向けた銀行グループによるECモール運営業務の解禁	15
27 - オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入	16
28 - 決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大	16
29 - 海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	17
30 - ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	17
31 - 銀行子会社におけるVANデータ処理業務等の業務範囲拡大	18
32 - リース子会社のオペレーティングリースに係る収入制限の撤廃又は緩和	18
33 - 銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	19
34 - システム開発等に関する労働者派遣事業を金融関連業務として認定	19

35 -	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	20
36 -	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	21
37 -	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の充実	22
38 -	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	22
39 -	NEXI貿易保険の付保対象契約の拡大	23
40 -	特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間の資金の振替に係る規制(入超規制)の緩和	23
41 -	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	24
42 -	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換	24
43 -	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和	25
44 -	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	25
45 -	店舗の営業日、営業時間に係る規制の柔軟化	26
46 -	入金専用カードに関する法の規制緩和	26
47 -	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	27
48 -	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	28
49 -	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	28
50 -	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	29
51 -	外貨預金の金商法準用の廃止等	29
52 -	貸金業者における契約者向け契約締結前書面(極度貸付)交付の見直し	30
53 -	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	31
54 -	基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止	31

55 - 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況 の作成基準見直し	32
56 - 商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	32
57 - 特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	33
58 - 銀行代理業の許可申請(届出)に関する規制緩和	34
59 - 銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和	34
60 - 銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	35
61 - 株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	35
62 - 銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	36
63 - 債権回収会社の社名表記規制の緩和	37
64 - 猟銃所持許可、狩猟免許取得の弾力化・柔軟化	37
65 - 在留資格制度の柔軟化	38
66 - 貸付型クラウドファンディングに関する規制緩和	38
67 - 投資型クラウドファンディングに関する規制緩和	38
68 - 金融商品取引法における第二種金融商品取引業の要件について	39
69 - 製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について(その1)	39
70 - 製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について(その2)	39
71 - 製造たばこ小売販売業許可廃業跡地申請の待期期間の廃止について	39
72 - 製造たばこ小売販売店休業期間の延長について	40
73 - 製造たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃について	40
74 - 製造たばこ小売販売業の開業要件の緩和について	40
75 - 特定承継条件の緩和について	40

76 - 移転申請の申請緩和について	41
77 - 酒類・たばこ販売時の年齢確認に関する法制化について	41
78 - 一般酒類小売販売業免許申請時の添付書類の簡素化について	41
79 - 酒類棚卸の柔軟な対応及び記帳帳票の簡素化について	41
80 - 酒類・米の仕入・販売に関する記帳義務廃止について	42
81 - 一般酒類小売業免許申請書類の簡素化について	42
82 - 一般酒類小売業免許の相続、法人成り等の見直しについて	42
83 - フロン排出抑制法における作業従事者の資格取得手続きの緩和について	42
84 - 省エネ法第15条第1項の規定にて、提出が義務付けられている「定期報告書」の見直しについて	43
85 - 容器包装リサイクル法制度の見直しについて	43
86 - 容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	43
87 - 食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて	44
88 - 中型自動車運転免許制度の見直しについて	44
89 - 「菓子製造免許」の規制緩和について	44
90 - 冷凍生地を中心温度必達条件緩和について	45
91 - 冷凍食品を業務用レンジで加熱し提供する場合の調理行為の緩和について	45
92 - 揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直しについて	45
93 - 二酸化塩素の食品添加物としての使用規制緩和(現在は、小麦粉の漂白のみ)について	45
94 - 「防火管理者・防災管理者の届出基準の明確化」及び「各消防署によって異なる防火管理者・防災管理者の届出書の統一」について 例：酒類販売管理者選任	46

95 - 外国人就労査証(就労ビザ)取得時の規定に関する緩和について	46
96 - 畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更について	46
97 - 消費増税に伴う、景表法(ベタ付け景品の上限額)について	47
98 - 特定商取引法の緩和について	47
99 - 個人情報保護法の適用範囲の拡大(小規模事業者の適用除外の廃止)に伴う対応について	47
100 - 独占禁止法審査手続に関する弁護士・依頼者間秘匿特権の導入	47
101 - 確定拠出年金の限度額の撤廃	48
102 - フロン排出抑制法の簡易点検の頻度見直し	48
103 - 建築確認における国土交通大臣による図書省略認定制度の審査手続合理化	49
104 - 防耐火認定制度における認定試験制度の合理化及び他の法規制改正に伴う使用材料変更時の柔軟な対応の実施	49
105 - 消防設備士以外による簡易な消防設備工事の許可	49
106 - 銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	50
107 - 法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	50
108 - 保険会社本体による付随業務の拡大・明確化	50
109 - 保険持株会社による外国の子会社対象会社の買収に係る特例措置	51
110 - 確定拠出年金における支給要件の緩和	51
111 - 確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	52
112 - 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	52
113 - 銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	53
114 - 企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	53

115 -	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	53
116 -	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	54
117 -	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保	54
118 -	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	55
119 -	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	55
120 -	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	55
121 -	確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	56
122 -	国立大学法人等を員外貸出の対象に追加(国立大学法人等:国立大学法人および大学共同利用機関法人)	56
123 -	動産・債権譲渡登記制度における登記取扱法務局の拡大等	56
124 -	信用組合も生協法に基づく共済代理店との締結を可能とするよう範囲の拡大を要望する	57
125 -	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	57
126 -	保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃	57
127 -	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	57
128 -	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	58
129 -	特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	58
130 -	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	58
131 -	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	59
132 -	確定給付企業年金から確定拠出年金へ移換の申出にかかわる要件の緩和	59
133 -	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	59

134 - 確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	60
135 - 行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化	60
136 - 法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化	60
137 - 固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一	61
138 - 固定資産税・都市計画税の納税通知書の交付から納期限までの期間の延長	61
139 - 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	61
140 - 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	62
141 - 他信用金庫との共同子会社等の設立・運営を行いやすい環境整備に資する規制緩和	62
142 - 基準料率適合審査結果の金融庁告示の保険会社事務所等での備置縦覧義務の撤廃	63
143 - 確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	63
144 - 確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	63
145 - 個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	63
146 - 退職一時金(課税後)の個人型確定拠出年金への移換	64
147 - 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	64
148 - 子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	64
149 - 保険契約の移転にかかわる手続きの簡素化	65
150 - 保険持株会社と保険会社の子会社に係る届出関係事項の届出様式の統一化	65
151 - 銀行等他の法律に規律ある者等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	65
152 - 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	66
153 - 確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	66
154 - 「賃金構造基本統計調査」のデータ収集方法	66

155 -	自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの標準装着化	67
156 -	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	67
157 -	電子的手法による住民税額の決定通知・変更通知の義務付けおよび通知書フォーマットの統一化	67
158 -	自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	68
159 -	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	68
160 -	特殊車両通行許可の標準処理期間の見直し	69
161 -	特殊車両通行許可の不許可処分の改革	69
162 -	火力発電所の設置等に係る環境影響評価での環境大臣意見の取扱いの見直し等	69
163 -	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	70
164 -	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	70
165 -	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	70
166 -	共済代理店の範囲の見直し	70
167 -	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し	71
168 -	計量法と非国際単位	71
169 -	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	71
170 -	塩付けの非加熱肉と一本針	71
171 -	確定拠出年金の脱退要件の緩和(ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする)	72
172 -	確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化等	72

173 - 「マッチング拋出」における加入者掛金の上限規制の緩和	72
174 - CtoCマーケットプレイスの出品促進のためのインセンティブ付与に係る景品規制について	73
175 - 寝たきりの方等への出張理容、美容の改革考案について	73
176 - 規制改革会議第3次答申を拝見して	74
177 - 自動車の登録制度の問題と改善について	74
178 - 特定行政書士による紛争性のある聴聞・弁明手続きの代理	75
179 - 通算10年以上の在留となる場合の永住許可	75
180 - 国内勧誘行為の明確化	75
181 - 臨時報告書提出事由の明確化等	76
182 - 株式の発行登録制度の見直し	76
183 - 格付規制の見直し	77
184 - デジタル教科書の承認による教育イノベーション	77
185 - 法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入	77
186 - 自動車登録システムと自動車税の徴税システムの一体化	78
187 - 税務書類や社会保障書類の書面による原本主義の撤廃について	78
188 - 電子帳簿保存法規制の緩和について	78
189 - 民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	79
190 - 電子帳簿保存の承認要件の緩和	79
191 - 出張理容美容サービスの実施主体に関して一定の条件を望みます	79
192 - IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的な提案	80

193 - 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	80
194 - 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	80
195 - 不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	81
196 - 不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	81
197 - オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	82
198 - 確定申告時の各種控除申請の添付書類の電子化	82
199 - リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	83
200 - 包括的な権利制限規定の導入	83
201 - 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し	84
202 - 政府の情報システム調達に関する改善要望	84
203 - 技能実習申請の簡素化	85
204 - 社会保険関連事務を業として行う場合の要件緩和	85
205 - エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)の適用強化	85
206 - 外国人技能実習制度の実習期間延長に伴う「短期在留外国人の脱退一時金」の見直し	86
207 - 特定活動(アマチュアスポーツ選手)の在留資格の取得要件について	86
208 - 外国人留学生の進学時の待機期間における資格外活動許可申請の見直し	86
209 - 遊覧飛行(操縦体験)における	87

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	27年 10月28日	27年 11月18日	訪問理容に関する件	先日、理美容師の資格があれば誰でも訪問理美容が行える、あるいは訪問理美容を専門とする事業が行えるような規制改革が検討されている、ということを目にした。 このことは利用者にとって利便性が高まるようにも思えるが、実店舗を持たずに訪問理美容のみを行うということは利用者の衛生を守れるのか、という観点では疑問に思う。 実店舗を持ち、保健所の検査を受け、また抜き打ちの保健所の検査を受けている者は常に衛生に関する意識を高く持つものであるが、実店舗を持たず、保健所の検査を受けずに、資格があるからというだけでは衛生管理が正しく行われるかどうか疑問である。消毒設備が整っており、随時保健所の検査を受ける実店舗があり、そこで作業を行っているからこそ常に衛生に関する高い意識を保てるのだと考える。 これが実店舗を持たず、訪問専門となると実際の作業を行う訪問先では保健所の抜き打ち検査は不可能と思える。 当然のことであるが、理美容業というのは直接人の肌に触れる作業なので、器具や技術者の手指の消毒は必須である。訪問先では消毒設備や手指の洗浄を行う設備も不十分であることも考えられる。このような場所において複数の利用者に対して施術を行うと、特に免疫力が低下している高齢者などには伝染性のある皮膚疾患などを蔓延させることにもなりかねない。 以上のことから、実店舗を持たず、訪問専門の事業として理美容師を雇用するような形態の事業は公衆衛生の観点から非常に危険なものと考えられるものである。 訪問理美容を行おうとする事業者であっても、まずは雇用する理美容師数に見合った規模の実店舗を運営する。訪問理美容を行う理美容師であっても、常時そこに従事させることで常に公衆衛生に関する意識を高く保ち続けるような環境を整えるべきである。そこから訪問理美容時の消毒体制について最善なものを準備する。それに伴って訪問理美容を行う事が公衆衛生を守る事になると考える。 訪問理美容はあくまでも実店舗での営業があつてのものであるべきであろう。	個人	厚生労働省
2	27年 10月28日	27年 11月18日	第1種電気工事士免状交付に必要な実務経験期間の短縮	私は第1種電気工事士試験に合格し認定電気工事従事者認定証交付後、ビルメンテナンスの仕事に従事しています。自家用電気工作物の工事作業を行なうことがありますが、長期間の工事作業になると電気工事会社にまかせることになり年間の実務作業期間はそう長くはありません。第1種電気工事士の免状が交付されるには工事の実務経験が5年以上必要となっていますが、ビルメンテナンス業でそれだけの条件を満たすには、実際にはかなりの年数の実務経験が必要になります。工事業に転職しようにも、年齢や体力面から可能性はかなり低いと思われます。また、第2種電気工事士の免状はありませんので、一般電気工作物の工事経験はありません。 免状交付の条件として実務経験が必要なのは理解できますが、上記の理由により5年以上という期間は長すぎて、現在の状況では一生かかっても第1種電気工事士の免状は取得できないと思います。もっと実務経験の期間を短縮できないでしょうか。せめて3年程度にはならないでしょうか。期間の短縮に疑問があるならば、新たに講習会を追加して必要な教育を行ない免状取得の条件にするのも一つの案だと思っています。 認定電気工事従事者認定証だけでもある程度自家用電気工作物の作業を行なうことは可能ですが、実際問題としてさまざまな制約があります。認定電気工事従事者では甲種消防設備士の受験資格はありませんし、消防点検資格者の講習受講もできません。電気工事士と比べて社会的認知が薄く、ハローワークに求人票の条件は電気工事士ばかりで、認定電気工事従事者を必要とした求人票は見たことがありません。なにより、第1種電気工事士があれば会社の資格手当の金額が上がり、生活費用に充てることができる。 上記の理由により、第1種電気工事士免状交付に必要な実務経験期間の短縮を要望致します。ご検討下さいますようお願い致します。	個人	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
3	27年 10月28日	27年 11月18日	訪問理美容の規制改革に関して、衛生的に国民を守ることができなくなる懸念される	我々理容業・美容業を営む者は、生衛法という法律に基づき、国民を伝染性疾患や感染症などを起こさないよう、しっかりとした消毒を行うことになっております。 保健所の指導に基づいて許可を得た店舗に置いては、お客様一人一人に対して施術を行った際、所定の消毒法方に基づいて行っております。我々が訪問(出張)理容を行う際は、こうした処理をしっかりとした施術用具や器具を持参して行いますので安全だと言えます。 実際に訪問理容に携わると、寝たきりでしばらく頭も洗えず、皮膚疾患を起こしている方もいらっしゃいます。そうした方に対しても、しっかりと消毒をした器具での施術を行い、また、施術後はしっかりと消毒を行うことで、そうした疾患の感染を未然に防いでいるのが当たり前になっています。 規制緩和によって理美容師であれば誰でも出来る状態にしてしまうと、こうした秩序は崩れてしまう可能性が非常に高いと思われるます。 また、理美容の店舗は保健所から消毒設備や消毒方法、管理態勢などの査察を受け、出来ていない店舗は指導を受けることになっています。さらに理容組合に所属する店舗経営者に対しては、衛生講習を行い、常に意識が高く持てるような指導を行って頂いているのが現状です。 そうしたなか、カットオンリー店にお勤めされている方の中には、カットしかしないので消毒など必要ないと考えている方もおり、危険を感じるところです。 今回の訪問理容に対する規制改革において、店舗持たない、また、従事していない状態でも、理容師であれば誰でも訪問理容が出来るとなると、保健所の査察や指導など把握しきれない状態が生まれ、衛生面で国民を守るためにあるものが、根本から崩れることとなります。こうした秩序が崩れてしまうと、元に戻すのにはかなりの労力が必要となります。これまでの歴史を振り返りこの法律の大切さを知って頂きたいところです。どうか、国民の皆様に不安を与えることにならないようご配慮をお願い致します。	(有)ファッションヘアー小泉	厚生労働省
4	27年 10月28日	27年 11月18日	電子申込型電子募集取扱業務におけるクレジットカードを使用した決済	【提案の具体的内容】 電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入(投資型クラウドファンディングのスキームを想定)において、クレジットカードによる決済を可能とすること(累積投資契約の場合と同様の例外の設定)。 【提案理由】 現在、電子申込型電子募集取扱業務においては、金商法第44条の2に基づき、クレジットカードによる決済が認められておりません。しかし、累積投資契約による売買においては内閣府令第148条により、例外的にクレジットカードによる決済が認められています。電子申込型電子募集取扱業務における匿名組合契約の持分の購入においても、累積投資契約による売買の場合と同様に信用供与額に上限を設けた上で、クレジットカード等によるみなし有価証券の取得を可能にすることで、決済手段が広がり、投資家の利便性に資すると考えられます。このような理由から、表題についての規制等の見直しを提案いたします。	民間企業	金融庁
5	27年 10月28日	27年 11月18日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
6	27年 10月28日	27年 11月18日	銀行等による保険販売 における弊害防止措置 の実効性確保	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命 保険相互 会社	金融 庁
7	27年 10月29日	27年 11月18日	少額短期保険業におけ る一の保険契約者当 たりの総保険金額の上 限の撤廃	少額短期保険業は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい業態である。参入基準や商品審査の基準等を緩和する一方で、少額短期保険業者が破綻に至った場合の保険契約者保護策のひとつとして、導入当初は、一の保険契約者に係る被保険者の総数の上限を100人とする規制があった。その後、平成24年の政令改正により、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限を、政令に定める保険の種類に応じた上限保険金額の100倍とする規制へ変更された。 この政令改正により一定の改善は図られたものの、第3分野(医療)保険(政令に定める上限保険金額は80万円)、第1分野(生命)保険(同300万円)や一般的に上限保険金額で販売することが多い低発生率(個人賠償)保険(同1000万円)等の保険種目については、現実的には規制が緩和されていない状況であるため、一の保険契約者当たりの総保険金額の上限に関する規制の撤廃を求めたい。 平成18年のこの規制の目的は、団体契約による過大な集積リスクの引受を回避するためと言われているが、その結果として、少額短期保険業者は、次の(1)から(4)のような保険契約の本格的な引受けが困難となっている。集積リスクは、その発生確率を勘案のうえ再保険等の手段によってコントロール可能であり、相対的に経営体力が弱い少額短期保険業者であっても、再保険実務等の態勢整備を条件とすれば引受けを行うことは可能である。 (1)企業が保険契約者、その従業員が被保険者となり、任意で加入する死亡・医療保険。 (2)物品の販売者が保険契約者、その購入者が被保険者となり、任意で加入する損害保険。 (3)住宅の貸主が保険契約者、その借主が被保険者となり、任意で加入する家財保険。 (4)ペット販売店が保険契約者、その購入者が被保険者となり、任意で加入するペット保険。 この規制緩和により、顧客の利便性が向上し、企業等による少額短期保険の活用が見込まれ、その結果、顧客サービス等の向上と少額短期保険業者の経営安定化につながるものと認識している。	(一社) 日本少額短期 保険協会	金融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
8	27年 10月29日	27年 11月18日	少額短期保険業者における引受け保険金額及び保険期間に関する規制の緩和	少額短期保険業は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい業態である。保険種目に応じて保険金額の上限が設けられており、第1分野(生命)保険は300万円、第2分野(損害)保険は1000万円、第3分野(医療)保険は80万円、低発生率(個人賠償)保険は1000万円が上限である(以下「本則の保険金額」という。)。一方で、一部の少額短期保険業者には平成30年3月まで経過措置が適用されるため、保険金額の上限は、第3分野は本則の2倍、それ以外は本則の3倍となっている(以下「経過措置の保険金額」という。)。また、保険期間については、第2分野・低発生率保険は2年以内、第1分野・第3分野保険は1年以内と定められている。生損保にはこのような規制が無いため、消費者の抱えるリスクに的確に応えるための商品開発が可能であるが、少額短期保険業者の商品開発には大きな制約があり、今後、各社の工夫で多様化する消費者のニーズに合致した商品開発を活発に行っていくために、次の規制緩和策を提言したい。 第1の提言は、「本則の保険金額の規制緩和」である。現在は、特定保険業者であった少額短期保険業者には、平成30年3月末日まで、「経過措置の保険金額」の引受けが認められているが、この水準にまでの引受けを全ての少額短期保険業者に今後も継続的に認めることである。これにより、経過措置期間の満了に伴う既存保険契約者の不利益を回避すると同時に競争条件をそろえることができる(なお、既存の経過措置適用会社の平成25年3月末日迄の加入者に適用される経過措置はそのまま存続する。)。医療保険においては、今後急激な医療の高度化にともない医療費が増加する傾向にある。死亡保険分野においても、残された家族の生活を支えるだけの保障を提供するには程遠い。また、低発生率保険では、自転車事故で高額賠償を認める判例が相次ぐ中、補償ニーズも高額化しており、現在の保険金額では、消費者ニーズに十分応えられていない。現行経過措置利用業者の経営状態が業界平均以上の状況にあることを踏まえると、経過措置枠内までの規制緩和が、即、リスクの増大を招く懸念は少ないものと考えられる。 また、「1被保険者当たりの保険金額」と「保険種目に応じた保険金額」で2重の上限規制が定められているが、異なる保険種目の保障リスクが同時発生する可能性は、例えば入居物件が全焼・全壊し入居者も死亡するといった局面を除き、極めて低いと考えられる。こうしたことから「1被保険者当たりの保険金額」1千万円規制は撤廃し、「保険種目に応じた保険金額」のみの規制を存置させることで十分と考える。 第2の提言は、「全種目において保険期間を2年とする」ことである。生命・医療保険の保障ニーズは生きている限り続くものであり、消費者にとっては長期保障が望ましいことは勿論である。一方で少額短期保険商品は保険期間が1年以内のため、短期間に給付事由が生じる可能性の高い者が関心を寄せる傾向にあり、逆選択により母集団が不安定となり、保障の継続を妨げる要因となっている。安定的な保障の継続を望む保険契約者の意向に沿い、保険期間を2年へ延長すべきと考える。	(一社)日本少額短期保険協会	金融庁
9	27年 10月29日	27年 11月18日	少額短期保険業者における普通責任準備金の計算方法及びディスクロージャー資料の記載項目の見直し	少額短期保険業は、保険金額が少額かつ保険期間が短期の保険のみを引受ける保険業として平成18年に導入された新しい業態である。制度発足から約10年が経過する中で、少額短期保険業者の実態を踏まえ、法令の見直しが必要と考えられる以下の2点について、規制改革を要望したい。 保険業法施行規則第211条の46の定めにより、少額短期保険業者は毎決算期において普通責任準備金を計算するが、その額は、未経過保険料と、当該事業年度における収入保険料の額から当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金及び当該事業年度の事業費を控除した金額(以下「収支残」という。)のうち、いずれか大きい金額と定められている。 少額かつ短期の保険のみを引受ける少額短期保険業においては、船舶・航空保険等のような法人向け大型保険を引受けることはなく、生損保に比べ小口保険契約が大半であること、少短における主力商品の家財保険では収支残計算の考え方の1つである補償リスクの季節的偏りが低下していることなどから、実際に未経過保険料と収支残を計算した場合、未経過保険料の額が大きいことが殆どである。このことから、収支残そのものの必要性は極めて乏しく、普通責任準備金の計算において収支残を考慮しない趣旨の法令改正を求めたい。但し、保険会計の連続性の観点から、一定期間の経過措置も必要であると考ええる。 次に、保険業法施行規則第211条の37で定められた業務及び財産の状況に関する説明書類(以下「ディスクロージャー資料」という。)の記載項目について、少額短期保険業の実態に合わない側面があると考えている。 ディスクロージャー資料は公衆の縦覧に供するものであり、情報公開手段として重要な役割を果たすべきであるが、法令上制限されている資産運用手段(金銭信託や有価証券)の利回り等は記載することとされている。少額短期保険業のディスクロージャー資料として相応しい項目を再整理し、保険業法施行規則の部分的改正を行うことを求めたい。	(一社)日本少額短期保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
10	27年 10月29日	27年 11月18日	産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の報告事項の統一	【具体的内容】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、提出が義務付けられている産業廃棄物管理票に関する報告書について、都道府県ごとに異なる報告様式の統一を徹底していただきたい。 【提案理由】 産業廃棄物管理票を交付した者は、交付した産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、都道府県等に提出しなければならないとされている(廃棄物処理法第12条の3第7項)。この報告書については、施行規則において、様式第三号により作成するものとされているが、都道府県によって、報告内容や提出書類、提出先が異なり、事業者は、報告書の提出に時間と労力を費やしている。例えば、産業廃棄物の種類を記載する際に、都道府県独自の廃棄物コードを記載する場合や様式にはない処分方法の記載を要求される場合もある。また、提出窓口も県庁や保健所、政令市等、様々である。建築工事を伴う事業においては、施工現場がその都度異なり、地域ごとに報告内容と提出窓口を確認することが必要となっている。 本要望については、すでに「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(2008年3月31日付環廃産発第080331001号)や「産業廃棄物管理業交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」(2011年3月31日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)などにより、都道府県等に周知を図っていただいているところであるが、改善が見られない。 様式第三号の様式に統一することによって、電子データによる一括処理が可能となるとともに、提出窓口を統一することによって確認の手間が省け、事務手続きの煩雑さが解消される。都道府県等への更なる働きかけをしていただきたい。	(一社)日本経済団体連合会	環境省
11	27年 10月29日	27年 11月18日	県外産業廃棄物流入規制の見直し	【具体的内容】 昨年度の政府回答に基づき、早急に実態調査に着手するとともに、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて、着実に周知徹底すべきである。 【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。 本要望については、昨年度の要望に対し、環境省から「都道府県等による流入規制に関しては、産業廃棄物が広域的に移動するという性質を有する一方で、適正に処理する産業廃棄物処理業者であってもその扱う産業廃棄物量が制約され、正規のルートが絞られることにより、結果として無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題があります。そのため、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、通知や各種会議を通じて都道府県等に働きかけており、引き続き、働きかけを行ってまいります。 なお、御指摘の実態調査については、今後速やかに行なってまいります。」との回答を得るとともに、「規制改革実施計画」(2015年6月30日閣議決定)において、「都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。〔平成27年度以降順次措置〕」とされた。	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
12	27年 10月29日	27年 11月18日	産業廃棄物処理業許可における役員変更届出の期限延長	【具体的内容】 産業廃棄物処理業者における役員変更時の届出について、届出期限を10日から30日に延長していただきたい。 【提案理由】 廃棄物処理法により、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者において、役員を変更した際には、変更の日から10日以内に、その旨を届出でなければならない。届出の際には、法令上は、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の添付が必要とされているが、実際には、併せて役員を変更したことの証明として、履歴事項全部証明書の添付を求められることが多い。 しかしながら、履歴事項全部証明書の入手には時間を要し、遅延理由書を添付して提出するのが通例となっている。 履歴事項全部証明書の発行の前提となる「役員変更登記」については、会社法上、変更が生じた日から2週間以内に変更の登記をすれば足りるとされているにもかかわらず、廃棄物処理法の変更届出が10日以内というのは非常に短い。 たとえば、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止統括者の選任の場合、「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設設置届出者にかかる氏名の変更等の場合、「特定公害防止組織整備法」では、公害防止管理者の選任及び志望・解任の場合のいずれにおいても、その日から30日以内となっており、廃棄物処理法上の届出についても実態に合わせて期限を延長すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	環境省
13	27年 10月29日	27年 11月18日	産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの合理化・短縮化	【具体的内容】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積み込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄する都道府県の許可が必要であり、関係都道府県ごとに同法施行規則第9条の2に基づく申請が必要となるが、業許可取得にあたっては、既に許可を取得した都道府県における申請内容を共有・活用することにより、審査の合理化・短縮化をしていただきたい。 【提案理由】 廃棄物処理法第14条においては、産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合、積み込み場所と積卸し場所をそれぞれ管轄している都道府県の許可が必要となっており、関係都道府県それぞれに対し、同法施行規則第9条の2に基づく同様の申請を行う必要がある。 産業廃棄物の処分先を追加する場合、現契約先の収集運搬業者が処分先の都道府県の許可を取得していないことが多い。現契約している収集運搬業者が産業廃棄物収集運搬業許可を取得する場合、審査に1ヵ月(他の種類の産業廃棄物で既に許可をもつ場合)～3ヵ月(新規取得で申請する場合)かかることで、契約が遅れ、早急に処分を進めようとしても対処できないことがある(新規収集運搬業者と契約するにしても契約まで時間を要する)。 また、県外産業廃棄物搬入届出を必要としている都道府県への届出についても、産業廃棄物収集運搬業許可取得後の申請となることから、さらに処理開始まで時間を要している。 新たな都道府県で業許可取得を行う場合において、既に取得した許可情報を活用し、審査の合理化・短縮化を行うことについては、法の趣旨である適正処理を阻害するものではない(第4条における都道府県の産業廃棄物に関する状況把握・適正処理への措置の努力義務を阻害するものではない)。 業許可取得に関する審査が合理化・短縮化されることにより、速やかに産業廃棄物を処分することが容易となり、円滑な廃棄物処理(事業活動)の実施、資源有効利用の範囲・用途の拡大、コスト低減に寄与する。	(一社)日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
14	27年 10月29日	27年 11月18日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直し	【具体的内容】 食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「麺類製造業」「そう菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設するなど、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直しいただきたい。 【提案理由】 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての報告が義務付けられており、食品関連事業者は、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出しなければならない。「業種区分ごとの食品残渣量」を把握する為には、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生するため、その分別・計量に非常に困難と手間を要している。例えば、レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用され、下処理は同時に行われるが、サラダは「そう菜製造業」、サンドイッチは「すし・弁当・調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。また、野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量につながるとともに、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。	(一社) 日本経済団体連合会	農林水産省 環境省 厚生労働省 経済産業省
15	27年 10月29日	27年 11月18日	泥土圧式シールド工事掘削土の取扱いの見直し	【具体的内容】 「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日、環廃産第110329004号)における建設汚泥の取扱いについて(「2.3」解説(7))、泥水非循環工法(泥土圧シールド工法)を用いた場合に、分級機・調整槽・脱水機を導入して非泥状処理をした場合には、非泥状処理までを一体のシステムとして捉え、その時点をもって、「汚泥」か「土砂」かを判断していただきたい。具体的には、解説(7)の文末に、「ただし、泥水非循環工法(泥土圧シールド工法)を用いた場合において、分級機・調整槽・脱水機が用いられている場合には、それを一体のシステムと捉え、その時点をもって判断する。」などと追記いただきたい。 【提案理由】 シールド工事における掘削残土は、排出時の性状により「汚泥」か「土砂」かが判断される。「汚泥」と判断された場合は、産業廃棄物に該当し廃棄物処理法の適用となるが、「土砂」と判断された場合には産業廃棄物に該当しない。 この判断時期については、「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成23年3月30日、環廃産第110329004号)によって、「掘削工事に伴って排出される時点」すなわち、「一体の施工システムより排出される時点」で判断するよう示されている。泥水循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれるため、分級・脱水後の掘削土の一部のみが汚泥となるのに対し、泥水非循環工法の場合は、分級機・調整槽・脱水機が一体の施工システムに含まれないため、これらを設置し非泥状処理を行っても、掘削土全てが汚泥となる。そのため、泥水非循環工法の場合には、非泥状処理を行っていないのが現状である。 しかし、泥水非循環工法の場合であっても、非泥状処理をすれば一般残土と遜色ない土砂とすることが可能であり、工法の違いのみで判断するのは不合理である。非泥状処理までを一体の施行システムと捉えることで、現状、全て汚泥処理しているものが、一般残土として処分できることになり、産業廃棄物の排出量を削減できる。	(一社) 日本経済団体連合会	環境省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
16	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第7号、第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」) -3-3-4(1)注書) ・他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを営むことが認められていない。 【具体的要望内容】 ・銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。 信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。 【要望理由】 ・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両睨みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。 ・また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考ええる。 ・銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))、また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 ・仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
17	27年 10月29日	27年 11月18日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) 【具体的要望内容】 ・銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 【要望理由】 ・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 ・証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 ・上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと ・上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。	都銀懇話会	金融庁
18	27年 10月29日	27年 11月18日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要。 (発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなす。) ・平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。 オプトアウト制度について ・金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。 ・同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。 兼職制度について ・兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 ・外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかでしか外務員登録できないこと (例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・国債の販売等)ができない)。 一方で、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要(個人情報保護法第23条第1項柱書)としつつ、共同利用の方法を採ることで、本人の個別的明示的な同意なく個人データを共有することが認められている(同法第23条第4項第3号)ことに加え、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
				【具体的要望内容】 ・銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。 ・全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施していただきたい。 - 書面同意及びオプトアウト制度について。 ・銀証間で発行者等に関する非公開情報の授受における当該発行者等の同意（金融商品仲介業務に関する場合を含む。）、又はオプトアウト制度に基づく当該発行者等に対する通知につき、書面等であることの撤廃。 ・個人情報保護法第23条第4項第3号と同様の共同利用の方法による非公開情報の授受に関する制度の導入。 ・金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 - 兼職制度について。 ・銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。 ・銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容（外務員の二重登録規制撤廃）。 【要望理由】 ・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせる資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 ・また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。 ・欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を採ることで、個人データの共有が可能となっている。 ・一方、わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。 ・銀証間における発行者等に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金商法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会（オプトアウトの機会）を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。 ・兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。 ・オプトアウト制度・兼職制度は、顧客の利便性向上に資する制度であると思われるものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 ・上記の通り、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在しており、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。また、海外金融機関との競争力確保のためにも、情報共有に係る規制撤廃は重要な課題となっている。 ・そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と史料。 ・また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において共同利用の方法を認めていることからすれば、法人の顧客情報の共有についても、共同利用の方法が認められてしかるべきである。 ・外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 ・見直しが行なわれた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。		

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
19	27年 10月29日	27年 11月18日	金融グループ内における法人顧客情報共有に関する明示的な措置	〔制度の現状(現行規制の概要等)〕 ・ファイアーウォール規制の見直しに伴い、銀行・証券会社間の顧客情報共有については、法人顧客情報共有のためのオプトアウト機会の提供による運営が可能となったが、金融グループ内での顧客情報共有については、必ずしもその取り扱いが明確でない。 ・また金融グループ内の顧客情報共有(銀行・証券会社間に限定せず)について、個人情報保護法にもとづき、共同利用が認められているが、法人顧客においては共同利用に関する明確な決まりはなく、金融グループ内の顧客情報の共有に当たっても、原則顧客の同意を取得したうえでの対応となっている。 ・金融商品取引法や保険業法等により金融グループ内の顧客情報共有に関する規定が重疊的に設けられており、顧客の多様なニーズに対応するための金融グループ内の顧客情報共有は十分にできない状況となっている。 〔具体的要望内容〕 ・多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくため、同一金融グループ内における法人顧客情報の共有について、共有された情報が金融グループ内に止まるとともに適切に管理され、利益相反等に関しても適切な管理態勢が構築されていることを前提として、原則自由とするよう明示的に措置願いたい。 〔要望理由〕 ・わが国金融機関は、顧客への質の高い総合金融サービスの提供を目的として、持株会社制度等を活用して、金融グループを形成してきている。斯かる金融グループ内での協働を一層推進することは、顧客ニーズに沿った、より質の高い総合的な金融サービスを提供出来る点で、特に、法人顧客のベネフィットに資するものと考えられ、その為には、金融グループ内で法人顧客情報を共有することが極めて有用である。 ・一方、法人顧客情報の金融グループにおける情報共有は、有害な利益相反、優越的な地位の濫用、インサイダー取引等、顧客保護の観点で諸問題を生じ得る可能性があるといえる。但し、これらの諸問題は、必ずしも、情報共有そのものに直接的に係る問題ではなく、原則として、金融グループにおける内部管理態勢の整備や各種法令における規律によって対応されるべき問題と考えられる。 ・加えて、金融グループ内において共有した情報の利用範囲は、金融グループに対する業務範囲規制等により、金融関連分野に限定されている為、顧客にとっても予見可能な範囲である。 ・以上を踏まえ、最適な形で、顧客利便性と顧客保護のバランスを図るためには、顧客情報に係る適切な管理態勢が構築されていることを前提に、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、原則自由とする明示的措置が必要と考えられる。 ・そして、米国やEUにおいても、金融グループ内における法人顧客情報の共有について、特段の規制が無いことに鑑みれば、掛かる措置は、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高めるうえでも有効であるといえる。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
20	27年 10月29日	27年 11月18日	保険募集時の制限に 関わる規制の撤廃	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 ・事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分離規制」)。 ・融資申込中の顧客(2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 ・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。 (1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 (2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。 【具体的要望内容】 ・上記規制の撤廃。 【要望理由】 ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 ・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁
21	27年 10月29日	27年 11月18日	生命保険の募集に関 わる構成員契約規制の 撤廃	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。 【具体的要望内容】 ・構成員契約規制の撤廃。 【要望理由】 ・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 ・金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
22	27年 10月29日	27年 11月18日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 【具体的要望内容】 ・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 【要望理由】 ・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。	都銀懇話会	金融庁
23	27年 10月29日	27年 11月18日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。 【具体的要望内容】 ・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。 【要望理由】 ・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参加できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。 ・都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。 ・金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能(媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。)。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 ・REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。なお、信託兼営金融機関は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
24	27年 10月29日	27年 11月18日	グループベースのシステム一括調達・施設共用	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことはできない(銀行法第12条)。その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入を阻止する等の点にある(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-1(1))。 ・銀行が余剰能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第10条第2項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4))。 ・情報システムに係るハードウェア/ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用」(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4))に該当するか必ずしも明らかでない。 ・加えて、銀行が保有するシステムセンター(データセンター、コマンドセンター等)施設・設備は、賃貸等による共同利用のコスト削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため「当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度に留まること」(主要行等向けの総合的な監督指針 -3-2(4)(注1)八)が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。 ・また、銀行持株会社の業務範囲も、子会社の経営管理及びその附帯業務に限られており、情報システムに係る商品・役務の一括調達およびシステムセンター施設の共同利用に関与できる程度が明らかでない(銀行法第52条の21第1項)。 ・尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売(銀行法施行規則第17条の3第2項第18号の2)およびデータ処理(同項18号)を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。 【具体的要望内容】 ・グループ各社の明確なニーズに基づくシステム資産(商品・役務)の調達については、ボリュームディスカウントを得るためにグループ内で最も購買力のある銀行で一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ・銀行が保有するシステムセンター施設・設備が余剰資産となった段階で、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファシリティ計画に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ・上記要望につき、銀行によるシステム一括調達・施設提供が困難である場合には、銀行持株会社にて当該業務の実施が可能となることを明らかにしていただきたい。 【要望理由】 ・グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共用スペースの削減等投資・経費圧縮が見込まれる。 ・また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社(利用者)で共同保有するよりも、グループ中核会社(銀行または銀行持株会社)が単独で保有し、グループ各社(利用者)に提供(賃貸)するほうが実効性が高い。 ・これまで、銀行が保有するシステムセンター施設のグループ企業による利用が、小規模な余剰スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計画することが制限されてきた側面がある。 ・グループベースでシステム一括調達および施設共用を行なうことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を典型的に認めることに支障はない。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
25	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行グループにおける 管理体制の効率化につ いて	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・持株会社の業務範囲は子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限定されている。 ・加えて、監督指針・マニュアルにおいては、形態に関わらずすべての銀行について各々でリスク管理態勢の整備等について実施することが求められており、グループ形態をとっている銀行グループ(銀行および銀行持株会社)においては機能の重複感が高い。 【具体的要望内容】 ・子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限ることなく、グループ内の各エンティティにおける共通・重複業務などについて、持株会社がこれを統括的・一体的に実施することを容認していただきたい。 ・銀行グループにおいては、グループベースで法令等遵守、顧客保護管理態勢、統合リスク管理態勢等が十分充足されていることを前提に、各傘下銀行に当該機能を持たない形態を許容していただきたい。 【要望理由】 ・グループにおける重複業務の効率化と高度化	都銀懇話会	金融庁
26	27年 10月29日	27年 11月18日	ネット決済ビジネスの高 度化に向けた銀行グ ループによるECモール 運営業務の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法上、銀行・銀行持株会社及びその子会社・関連会社(以下、銀行グループ)が営むことが出来る業務として、電子商取引の場の提供(いわゆるECモール運営業務)は、認められていない。 【具体的要望内容】 ・銀行法上、上記業務を認めて頂きたい。 【要望理由】 ・近年、電子商取引の拡大に伴い、ネット決済サービスや販売・決済情報等を活用した融資サービスの提供機会が拡大しており、ECモールを営む事業会社では、ネット決済ビジネスへの参入が活発化している状況。 ・それら事業会社は、傘下の銀行やクレジットカード会社と連携して、電子商取引と決済サービスを一体的に提供することにより、消費者に対して購買プロセスから決済プロセスへのスムーズな移行を可能としているほか、最近では販売・決済情報等を活用した出店者(企業・個人事業主)等に対する新たな融資サービスの取扱も開始している。 ・一方、銀行グループ側からは、現行法上、ECモール運営事業への参入が認められておらず、ECモールを営む会社に対して一定比率以上の出資を行うことも認められていない。そのため、銀行グループでは、電子商取引とネット決済サービスを組み合わせた新たな金融サービスの開発・提供が十分に行えていない状況。 ・ECモール運営業務は、ネット決済ビジネスと極めて親和性が高く、商取引の直接の相手方となる業務ではないため、伝統的な商業業務と比較してリスクも限定されている。また、諸外国をみても、米国では、銀行業務の一部である“Finder Activity”の一環として、銀行による“Virtual Mall”の運営が解釈上認められているところ。 (潜在的な売り手・買い手の発掘、関心の有無に関する照会、売り手と買い手の引き合わせ、取引の場の提供、その他当事者自身による契約交渉および契約締結に資する行為) ・わが国でも、銀行グループによるECモール運営業務が可能となれば、IT企業や事業会社等とも連携しつつ、銀行グループが永年蓄積してきたノウハウ・知見を活かすことで、消費者等に対して安心・安全で利便性の高いネット決済サービスの提供が可能となるため、当該業務の解禁を要望するもの。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
27	27年 10月29日	27年 11月18日	オープン・イノベーション促進に向けた業務範囲規制における個別認可制度の導入	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現行法上、銀行及び銀行持株会社の子会社・関連会社(以下、子会社等)の業務範囲は、限定列举方式とされており、銀行及び銀行持株会社は当該限定列举された業務以外の業務を営む会社を子会社等とすることができない(銀行法16条の2第1項柱書、52条の23第1項柱書)。 【具体的要望内容】 ・米国の金融持株会社(FHC)の業務範囲規制を参考に、わが国でも、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を営む会社については、当局の個別認可の下、柔軟に子会社等とすることを可能とする個別認可制度を導入して頂きたい。 【要望理由】 ・金融業界における世界的なオープン・イノベーションの流れを踏まえると、今後、邦銀でも決済高度化等の観点からベンチャー企業等への出資を検討する局面がでてくると考えられるが、出資検討先の会社の全ての業務が銀行法で限定列举された業務に該当するとは限らず、仮に該当しない場合は一定比率以上の出資を行うことが出来ないこととなる。 ・一方、米国では、金融持株会社(FHC)に対し、「本源的金融業務またはそれに付随する業務」や「金融業務を補完する業務」を営む会社を、当局の個別命令や認可等の下、柔軟に子会社等とすることが認められているほか、欧州でも、業種に関係なく一般事業会社の議決権を原則として100%まで取得・保有することが認められている(ただし、一般事業会社の株式の保有額については、自己資本比率規制上、一定の制約あり)。 ・わが国でも、銀行の健全性に及ぼす影響に配慮しつつ、銀行業務との補完性、シナジーが期待される業務を柔軟に認める枠組みとして、当局が、当該業務のリスクの性質や大きさ、銀行業とのシナジーの有無などを個別に検証して認可する制度(個別認可制度)を導入して頂きたい。	都銀懇話会	金融庁
28	27年 10月29日	27年 11月18日	決済業務等の銀行間協働促進に向けた収入依存度規制の緩和及び従属業務の範囲拡大	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・従属業務を営む子会社(以下、従属業務子会社)における収入依存度規制(金融庁告示34号) ・従属業務子会社は、以下のいずれかを満たさなければならない。 親銀行又はその子会社等(以下、親銀行グループ)からの収入が従属業務各号毎に「総収入の50%以上」 銀行に係る集団(以下、複数の銀行グループ)からの収入が従属業務各号毎に「総収入の90%以上」 ・従属業務の定義(銀行法16条の2第1項11号) ・従属業務を営む子会社は、従属業務を「専ら」営む会社(但し、金融関連業務については兼営可能)とされ、当該業務以外の業務を一切営むことが出来ない(11号柱書)。 ・従属業務の範囲は限定列举方式とされており、当該限定列举された業務として「従属業務に付随する業務」は認められていない(同法施行規則17条の3第1項)。 【具体的要望内容】 ・収入依存度条件の引下げをお願いしたい。 ・従属業務の範囲に、「従属業務に付随する業務」を追加頂きたい。 【要望理由】 ・事務関連業務については、銀行により独自の強み・弱みがあること、規模の経済性が働くことに鑑みれば、今後、銀行グループ間での決済関連事務の受委託や従属業務子会社同士の統合等による合理化等を図る動きが活発化してくる可能性がある。 ・一方、現行法の下では、ある銀行グループの従属業務子会社(例えば当初の親銀行グループからの収入依存度が80%)が他の銀行グループから新たに事務を受託しようとする、その受託規模によっては収入依存度の下限が50%から90%に引き上げられるため、そうした事務関連業務の合理化等の妨げとなる。 ・また、事務受託に際しては、顧客の利便性向上、決済関連事務の高度化等を図る観点から、従属業務に付随する付加的なサービスの提供も考えられるが、現行法の下では、当該サービスの提供が認められていないため、各銀行の創意工夫を凝らした取組の妨げとなっている。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
29	27年 10月29日	27年 11月18日	海外における銀行代理 業務の委託の規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法第8条3項の規定により、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を外国において委託する旨の契約の締結をしようとするときは銀行が認可を受けなくてはならない。 【具体的要望内容】 ・委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。 【要望理由】 ・海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っていても、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。 ・この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性()の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。 (委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。) ・従って、委託先が海外子銀行に対するものの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。 ・クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。	都銀懇話会	金融庁
30	27年 10月29日	27年 11月18日	ABLの普及促進に資する 子会社金融関連業務の追加	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。(平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項) 【具体的要望内容】 ・銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、その価値の範囲内にて限定して(実際の担保処分価格等)、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。 【要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となつていてる財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社の実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
31	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行子会社における VANデータ処理業務等 の業務範囲拡大	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・金融関連業務として、銀行子会社のVAN事業に関する業務の範囲は、銀行法施行規則に定められている。 ・具体的には、事業者(銀行Gr外の企業)に対する業務として、銀行法施行規則第17条の3 第2項(18)および(18)の2において、「事業者の財務」に関する範囲と定められている。 ・同様に、対象業務としては、銀行法施行規則第17条の3 第2項(18)において、「データ処理を行う業務」、並びに「データの伝送役務を提供する業務」が、同法施行規則第17条の3 第2項(18)の2において、「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務」、並びに「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務に付随する計算受託業務」が、同法施行規則第17条の3 第2項(39)において、「前各号に掲げる業務に附帯する業務」が、それぞれ定められている。 【具体的要望内容】 ・事業者(銀行Gr外の企業)に対する業務については、その範囲を「事業者の財務」から「事業者の財務および人事関連業務」としていただきたい。 ・また、対象業務としては、「事業者の財務および人事関連業務」に限定したうえで、銀行法施行規則第17条の3 第2項(18)の2において規定されている「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務に付随する計算受託業務」に加えて、「電子計算機のプログラム作成もしくは販売を行う業務に付随するオペレーション等の業務運用代行」を追加していただきたい。 【要望理由】 ・給与計算関連業務は「財務に関するデータ処理」として銀行子会社で実施できるが、実務上は人事管理システムと給与計算業務は不可分であり、実際に給与計算サービスを利用している顧客の一部では、両機能を一体化した人事関連業務全体のサービス提供を求められている。 ・また、事業者(銀行Gr外の企業)へのニーズとアラインメントにおいては、プログラム作成もしくは販売における業務において、計算受託業務だけでなく業務全体を運用代行するアウトソーシングニーズも顕在化している。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁
32	27年 10月29日	27年 11月18日	リース子会社のオペ レーティングリースに係 る収入制限の撤廃又は 緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行又は銀行持株会社のリース子会社は、ファイナンスリースに係る収入を、リース業務等に係る収入合計(以下、総収入)の50%以上としなければならない(銀行法施行規則第17条の3第2項第11号、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条)。 ・そのため、当該子会社におけるオペレーティングリースに係る収入はリース物件の売却収入等と合算して、総収入の50%未満に制限される。 【具体的要望内容】 ・リース子会社のオペレーティングリースに係る収入制限の撤廃又は緩和をご検討頂きたい。 【要望理由】 ・リースの条件は、顧客の要望に応じて、設定しているが、現行法下において、オペレーティングリースは、収入制限に抵触しないよう抑制的に取組む必要がある。従って、銀行法の規制を受けるリース会社においては、顧客ニーズに沿った柔軟なリース条件の設定が困難。 ・例えば、医療・介護機器等、契約時に利用期間の見込みが立たない機材や、陳腐化の激しい半導体製造装置等のリースでは、中途解約権付与の潜在的なニーズが大きいと思われるが、現状、収入制限の範囲内でしか取組が出来ない状況。 ・顧客のニーズに柔軟に応えるためには、本規制の撤廃又は緩和が必要。また、独立系リース会社との競争条件のイコールフットィングの確保の観点からも、本規制の撤廃又は緩和は必要と考える。 ・リース子会社には、現行規制下でもオペレーティングリースは認められている為、物件の保有リスクを管理する態勢やノウハウも蓄積出来ている。また、本規制の撤廃、緩和に伴う物件保有リスク等の増加については、相応の財務体力がある銀行の子会社に限定することや、銀行持株会社の子会社(銀行の兄弟会社)に限定することなどによって、対処可能と考える。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
33	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行代理業者の主たる 兼業業務の要件緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている(銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」-3-2-2-4及び別紙6)。 【具体的要望内容】 ・「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を認めていただきたい。 【要望理由】 ・金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸出対象としていない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 ・現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 ・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。	都銀懇話会	金融庁
34	27年 10月29日	27年 11月18日	システム開発等に関する 労働者派遣事業を金融 関連業務として認定	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行持株会社の子会社等によるシステム開発・情報処理業務は金融関連業務とされている。(銀行法52条の23第1項10号ロ、銀行法施行規則第17条の3第2項第18号および18号の2) ・銀行持株会社の子会社等による労働者派遣事業は従属業務とされている。(銀行法52条の23第1項10号イ、銀行法施行規則第34条の16第3項第16号) ・上記の従属業務を営む会社は、以下二つの要件を満たさなければならない。(金融庁告示第34号第7条第1項各号) 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団(銀行持株会社及びその子会社等)からの収入の割合が総収入の百分の五十を下回らないこと 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行又は特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があること 【具体的要望内容】 ・システム開発・情報処理業務を営む銀行持株会社の子会社等が、IT技術者を派遣してシステム開発等のサービスを提供する業務を、システム開発・情報処理業務の一形態もしくは同業務に附帯する業務として認めて頂きたい。 【要望理由】 ・システム開発・情報処理会社がシステム開発等のサービスを提供する方法として、システム開発等を自社で受託する方法とIT技術者を派遣し先方にてシステム開発等行う方法の2つの類型が存在する。大手を含む多くの企業が、顧客ニーズに応じて、2つの類型を柔軟に使い分けてサービス提供できる体制を整えており、システム開発等を目的としたIT技術者の派遣業務は、システム開発・情報処理業務と密接不可分な関係にある状況。 ・システム開発・情報処理業務を営む銀行持株会社の子会社等にも、こうした顧客ニーズが寄せられており、上記業界の状況に鑑み、当該子会社等による、他の銀行や一般事業会社へのIT技術者の派遣業務を、金融関連業務(システム開発・情報処理の受託)もしくは同業務に附帯する業務と整理頂きたく要望するもの。 ・また、わが国においても、「金融」と「IT」を融合した「フィンテック」サービスの進化・浸透が重要であるなか、銀行持株会社の子会社等が一般事業会社等へ「フィンテック」技術者を提供・派遣可能とすることは、金融サービスの高度化に資すると考えるもの。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
35	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行グループにおける マーチャントバンキング 業務の拡大及び議決 権取得規制に係る運用 基準の緩和・明確化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない(銀行法第16条の2、同法第52条の23)。 ・銀行とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、5%超の議決権を取得、保有することが禁止されている(銀行法第16条の3、銀行については独禁法第11条も適用)。 ・銀行持株会社とその子会社は、国内の会社(子会社対象会社を除く)について、合算して、15%超の議決権を取得、保有することが禁止されている(銀行法第52条の24)。 ・銀行の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社の営むことができる業務の範囲内であることが求められている(主要行向け総合的な監督指針 -3-3-1(3)、銀行法第12条) ・例外として、代物弁済・担保権実行や、合理的な再建計画に基づく取得は許容されているが、銀行による能動的な株式取得を是認するものではなく、1年を超えて過半数を超える議決権を保有し続けることは許されていない(銀行法第16条の3第2項、第52条の24第2項)。 【具体的要望内容】 ・銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な措置を検討のうえで、大幅に拡充されたい。 ・銀行等による議決権取得規制に係る行政上の取扱について、独占禁止法に関しても、銀行法同様、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。 【要望理由】 ・平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。 ・一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。 ・近年、事業承継や事業再編、M&A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエクイティ保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。 ・マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対処可能と考えられる。 ・一方、銀行等の出資先が自己株式取得を行ったことにより、議決権の総数が減少し、反射的に銀行等が保有する議決権割合が高まった結果、銀行等が知らない間に、出資先の基準議決権数の超過保有に至る場合がある。特に、非上場企業の場合、自己株式取得について開示しないことが多く、そうした事態となる可能性が高い。 - この点、銀行法では、行政上の取扱として、別紙様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法については、銀行等の認識の有無に関わらず、「超過日」を起算日とするなど、硬直的な取扱がなされている。 ・独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様に、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を認めていただきたい。	都 銀 懇 話 会	公 正 取 引 融 資 委 員 会

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
36	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行本体によるベン チャー企業等株式の私 募の取扱い及び売買の 媒介の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められているが(金融商品取引法第33条第2項第4号イ)、日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている(日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、注)。 (注)さらに、グリーンシート銘柄制度は近々廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定(日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキンググループ」報告書、2014年6月17日)。同制度の活用は証券会社のみ限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いも認められなくなる見込み。 ・登録金融機関には、上場/非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない(金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号)。 【具体的要望内容】 ・投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。 【要望理由】 ・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、エクイティによる資金調達ニーズや、販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 ・一方、大企業等側にも、オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。 ・現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額のM&A」や「マイノリティでのエクイティ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。 ・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考え。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 ・銀行に本業務を認めることで想起される、非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資者が不測の損害を被るおそれがあること、銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対処可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
37	27年 10月29日	27年 11月18日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）の充実	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）のうち、本邦企業によるM&A等のための資金は、海外展開支援融資ファシリティにより本邦民間金融機関毎に融資枠が設定されているが、利用期限は平成28年6月末までの時限措置とされている。 【具体的要望内容】 ・上記本邦民間銀行向け貸付の制度の継続、拡充。本邦企業のIn-Out型企業買収を用途とする現行制度について平成28年6月以降の継続を検討頂きたい。また、本邦企業が中長期外貨資金を必要とするその他資金使途についても外為特会を利用出来るような制度拡充について検討頂きたい。 【要望理由】 ・本邦民間金融機関各行とも外貨流動性・中長期資金調達手法の拡大と多様化は進めているものの、ドル―円のベースス差、外貨の預貸ギャップ等を背景に、ドル調達コストは引続き高い水準で推移。 ・一方、本邦企業のIn-Out型企業買収は引続き旺盛である他、スポンサーとして参画する大型海外プロジェクト等への外貨・長期の融資期待は引続き大きい。 ・本邦民間金融機関の外貨調達に資するバックファイナンスを供与頂く事は、最終ユーザーである本邦企業の海外事業の強化・発展に資するものであり、斯様な制度の継続・拡充を要望するもの。	都銀懇話会	財務省
38	27年 10月29日	27年 11月18日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）の要件緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・株式会社国際協力銀行（以下JBIC）は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条6項二号に基づき、本邦の中堅・中小企業の海外事業、本邦法人の外国法人に対するM&A、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付（ツーステップ・ローン（以下TSL））を実施することができる。しかしながら、本邦の大企業の海外事業（M&Aを除く）については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。 【具体的要望内容】 ・株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条6項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付（TSL）について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。 【要望理由】 ・昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達（特に長期の米ドル調達）に影響が生じうることを考慮すれば、JBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 ・一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十二条6項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない。 ・そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。 ・以上の理由から、上記要望を行うもの。	都銀懇話会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
39	27年 10月29日	27年 11月18日	NEXI貿易保険の付保 対象契約の拡大	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・対外取引に係るリスクのうち、次の取引はNEXIの貿易保険の付保対象として認められていない。 ・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引 ・通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引 【具体的要望内容】 ・NEXIの貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。 ・海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引について、スワップカウンターパーティ(借入人、事業会社、マーケットでのスワップハウス)のリスク ・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引(例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等) 【要望理由】 (Swap保険について) ・一般的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーからのタリフに依存するため、収入が現地通貨建てになるケースが多く、外貨による借入返済との間で通貨のミスマッチが発生してしまう。かかる通貨ミスマッチを回避する観点から、通貨スワップへのニーズが強い。 ・また、インフラプロジェクトにおいては、借入返済が超長期に渡ることが多く、将来の金利上昇によるキャッシュフロー変動を回避する観点から、金利スワップへのニーズも強い。 ・しかしながら、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティのクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。スワップ取引を付保対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取組にあたっての主要リスクの一つである為替リスク、金利変動リスクを解消することが可能。海外インフラプロジェクト向けファイナンス組成が活発化することが期待される。 (売掛債権の買取り・流動化について) ・日本企業の海外進出が加速するなか、オートローンやリースなどの販売金融を現地で展開する企業において、運転資金の調達手段として、現地の保有債権を売却・流動化するニーズが高まっている。海外進出する日本企業にとっては、資金調達手段の多様化や、アセット圧縮による成長余地の拡大につながる。	都 銀 懇 話 会	経 済 産 業 省
40	27年 10月29日	27年 11月18日	特別国際金融取引勘 定とその他の勘定との 間の資金の振替に係る 規制(入超規制)の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 毎日の終業時における資金の調達額が運用額を上回る状態(資金流入超過)の場合、その入超額は前月中の対非居住者運用の平均残高の10%相当額を限度とする(月中平均残高が100億円以下の場合は、100億円に10%を乗じた10億円が限度)。 毎日の入超額の月中合計額は、毎日の出超額の月中合計額を超えることは出来ない。 【具体的要望内容】 ・上記の規制を撤廃する。 ・毎日の入超額の月中合計額が、毎日の出超額の月中合計額を超えることを認める(上限金額については我が国の資本政策・金融政策に影響を及ぼさない程度に設定)。 ・(案)前月中の対非居住者運用の平均残高の25%相当額を限度とする(月中平均残高が100億円以下の場合は、100億円に25%を乗じた25億円が限度)。 【要望理由】 ・わが国の企業が海外進出を積極化する中で、外貨建資金借入れニーズが高まっている。 ・本邦金融機関がこれを支援すべく外貨資金調達を積極化、日本国内での外貨調達コストが上昇しており、企業の資金ニーズに十分に対応出来ないケースも増えている。 ・本規制緩和により、本邦金融機関の海外金融機関からの資金調達がフレキシブルに行える、ひいては我が国の企業の海外進出を後押しすることに繋がる。	都 銀 懇 話 会	財 務 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
41	27年 10月29日	27年 11月18日	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	[制度の現状(現行規制の概要等)] ・現在、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービス(加盟店店頭にて現金が受取れるサービス)については、法的な整理が必ずしも明確ではなく、わが国においては、サービスの提供がなされていない。 [具体的要望内容] ・キャッシュアウトサービスを提供するにあたり、銀行法第12条の2第2項に定める「その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置」の一環として、銀行法施行規則の改正により、デビットカードによるキャッシュアウトサービスを実施するに当たって加盟店銀行(加盟店と契約する幹事金融機関)が取るべき措置及び加盟店銀行が加盟店に対して求めるべき措置を規定して、その実施方法の明確化をはかることをお願いしたい。 <具体的な規制内容(案)> ・加盟店銀行が直接加盟店を管理、直接加盟店を通じて間接加盟店(直接加盟店と契約する加盟店)を管理。 ・上記管理において、情報セキュリティ体制の確保のため、日本電子決済推進機構のガイドラインを遵守させる。 ・加盟店銀行が定める取扱金額の上限の範囲内で各加盟店が取扱の上限金額を決める。 ・キャッシュアウトサービスの提供に必要な体制を確保するよう加盟店銀行が指導する。 ・加盟店に対して、キャッシュアウトする金額を顧客とともに確認するよう指導する。 [要望理由] ・欧米等では一般的なサービスとして提供されているキャッシュアウトサービスについて、現状わが国では法的な整理が明確ではないこともあり、当該サービスが提供されていない。 ・現在、加盟店からキャッシュアウトサービスを行いたいとの要望があり、具体的にサービス開始に向けて検討中。 ・加盟店にとっては、デビットカードのショッピングの利用に付随して少額の現金を手渡すことが可能となり、来店者の利便性が向上する。 ・利用者の面からも、過去に実施したアンケート(サンプル数500名)において、キャッシュアウトサービスの利用意向を確認したところ、約50%の人が「利用したい/便利だと思う」と回答しており、顧客の利用意向も相応にある。 ・加盟店・利用者双方において高いニーズが確認できることから、銀行法施行規則の規制の下で、本サービスの提供を可能としたいもの。	都銀懇話会	金融庁
42	27年 10月29日	27年 11月18日	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換	[制度の現状(現行規制の概要等)] ・確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移換することは、確定拠出年金法第54条において認められている。 ・一方、加入者単位で、確定拠出年金への移換が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていない。 [具体的要望内容] ・退職手当制度に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への移換を可能としていただきたい。 [要望理由] ・我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及している。しかしながら、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。 ・退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の効果的な資産形成にも繋がり得るものと考ええる。 ・また、我が国の家計部門における金融資産約1,700兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることによって、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。	都銀懇話会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
43	27年 10月29日	27年 11月18日	確定拠出年金制度にお ける外国籍加入者の中 途引出要件の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。 ・例外要件として、「1.5万円以下の小額」(確定拠出年金法施行令第59条第2項)、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」・「25万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」(確定拠出年金法施行令第60条第2項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。 【具体的要望内容】 ・確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。 【要望理由】 ・企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。 ・外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 ・一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。	都 銀 懇 話 会	厚 生 労 働 省
44	27年 10月29日	27年 11月18日	投資法人法制の見直し に係る所要の措置	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・投資法人による同一の法人の発行する株式の50/100を超える保有を禁止 【具体的要望内容】 ・投資法人による上記保有制限の見直し。 【要望理由】 ・投資法人における不動産運用方式の柔軟化や投資効率の向上を実現し、投資法人の更なる活用を図る。 ・日本の金融・資本市場への金融商品の提供強化との効果も期待。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
45	27年 10月29日	27年 11月18日	店舗の営業日、営業時間に係る規制の柔軟化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現行法上、銀行の休日は、「日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月三十一日から翌年の一月三日までの日、土曜日」とされており、その他「銀行の営業所の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所の休日としても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所につき金融庁長官が承認した日」については個別に休日とすることができる。 ・また、営業時間について「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合」「当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合」「当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合」にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。 【具体的要望内容】 ・当座預金業務を行わない営業所について、店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、休日および営業時間について柔軟な対応を許容願いたい。 【要望理由】 ・従来にはないネット銀行や、ネット支店等が顧客に浸透してきており、営業時間の概念が従来から変化している。また、今後Fintechの進展により従来型の店舗にとらわれないさまざまなチャネル展開が想定される。 ・顧客のライフスタイルや価値観は多様化していることに加え、アベノミクスの影響もあり「貯蓄から投資へ」と顧客の運用スタイルが変化している。 ・特に平日に会えない現役層の休日や時間外における運用相談等のニーズが増加している。 ・反面で銀行の人員やインフラにも限りがあり、平日に会えない現役層のニーズに対応できていない。 ・当座預金以外の固有業務、サービスについては自動機等により顧客利便性を損なわない体制が構築されている。 ・具体的には、これらの顧客ニーズに対応すべく、有人店舗において9時から15時に相当する6時間以上の営業時間を確保しつつ、例えば12時から18時、14時から20時等の営業時間とすることや、土日営業を行う代替として平日の一部を休業とする等、有人店舗の立地条件に則した営業形態を機動的に行うことを、(顧客周知を十分に実施することを前提に)許容願いたい。	都銀懇話会	金融庁
46	27年 10月29日	27年 11月18日	入金専用カードに関する法の規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・旧本人確認法施行令・施行規則改正にかかるQ & Aにより、入金専用カードの契約企業の従業員以外の第三者が当該カードを利用しATMで10万円超の入金を行うことは禁止されている。 【具体的要望内容】 ・第三者による入金専用カードの利用のうち、マネロン防止措置が図れる取引については許容して頂きたい。 【要望理由】 ・フランチャイズ店舗や代理店など、契約企業(本社)の従業員でない者がATMで入金するケースにも対応できるようにするため。 ・飲食業などのフランチャイズ店舗において、日々の売上金を本社に集中する必要があるケース、 ・保険代理店において、保険加入者から徴収した初回保険料を、速やかに保険会社に集中する必要があるケースなどが想定される。 ・例えば、マネロン防止措置として、以下のような対応が考えられる。 ・フランチャイズ契約や代理店契約等を背景とした合理性の認められる資金移動であることを前提として、カード発行時に、カード利用者の本人確認資料を徴求し、取引時確認記録を作成、カード発行後、カード利用者の自宅住所宛に礼状(簡易書留・転送不要扱)を送付(礼状が受取られなかった場合には、カードを廃止)。	都銀懇話会	金警察庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
47	27年 10月29日	27年 11月18日	貸金業法の規制緩和 による特定融資枠契約 締結の許容・円滑化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」)第5条の4第4項の適用が除外される(＝みなし利息等に含まれない)。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者「以下「貸金業者」」である場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含められ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 【具体的要望内容】 ・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー等)のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第2項のみなし利息から除外していただきたい。 【要望理由】 ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型タームローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の寄与するところが大い。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下、コミットメントフィー等)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケーション・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケーション方式のコミットメントライン取引又はコミット型タームローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。 ・貸金業法第12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を収受すること」を防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケーションの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合については銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該コミットメントフィー等をみなし利息から除外しても、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 ・以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、例えば、特定融資枠契約法第3条において貸金業法第12条の8第2項を適用除外対象とするか、もしくは、貸金業法第12条の8第2項各号に列举されている例外に特定融資枠法第2条第1項の手数料を追加する等により、みなし利息から除外して頂きたい。	都 銀 懇 話 会	法 務 融 省 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
48	27年 10月29日	27年 11月18日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律の適用対象(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。 【具体的要望内容】 ・借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 【要望理由】 ・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されうところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。	都銀懇話会	法 金 務 融 省 庁
49	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。(注)貸金業法に基づく主な規制内容 ・貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。 ・契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制) ・受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制) ・債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制) 【具体的要望内容】 ・貸金業法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 【要望理由】 ・銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。 ・また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。 ・業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 ・また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	都銀懇話会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
50	27年 10月29日	27年 11月18日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」)との金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」)が必要。 ・法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。 ・また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約(デリバティブ、有価証券、特定預金等)についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込を……受けた場合」(金融商品取引法第34条)に行う必要があり、金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。 【具体的要望内容】 ・アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。 ・アマへ移行可能なプロに対して、商品勧誘時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない」旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合。 ・アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後に、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。 【要望理由】 ・、いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁
51	27年 10月29日	27年 11月18日	外貨預金の金商法準用の廃止等	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。 【具体的要望内容】 ・法人の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。 【要望理由】 ・外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済用のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
52	27年 10月29日	27年 11月18日	貸金業者における契約 者向け契約締結前書 面(極度貸付)交付の 見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 - 貸金業者は、極度方式基本契約を締結に際し、当該極度方式基本契約を締結するまでに、所定の事項について、当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならない。 (極度貸付枠付与にかかる契約締結前書面の交付義務) 【具体的要望内容】 - クレジットカード会社における、極度方式基本契約にかかる契約締結前交付書面(16条書面)を適用除外として頂きたい。 【要望理由】 - 貸金業法では、法16条の2の2にて、貸金業者に対し、極度方式基本契約における契約締結前書面の交付を義務付けている。 - 貸金業者の内、クレジットカード会社においては、キャッシングサービスがこれに該当し、申込者に対し、キャッシング極度を付与したクレジットカードの発行前に、契約締結前交付書面を送付(郵送)し、その後、同カード発行後、カード原版と共に契約締結時交付書面を送付している。(カード送付時に極度金額を含む契約条件等を記載した書面を同封) - 実務上は、契約締結前交付書面を送付後、概ね翌営業日にはクレジットカードが発行(送付)されており、ここに改めて確定した貸付条件(極度額・貸付利率等)を記載した書面を同封していることから、契約者は、契約締結前交付書面とほぼ同じタイミングで契約締結時交付書面を受領している。 - 契約締結前交付書面の通知は、顧客保護の観点で求められる行為規制であると理解しているが、クレジットカードにおけるキャッシング枠の極度契約については、カード到着時点においては、借入は発生しておらず、契約者が実際にキャッシングを利用するまでには一定の期間を有するものと考えられる。 - 従って、契約者は契約締結時交付書面にて貸付条件等を確認の上、キャッシングを利用することが可能であることから、顧客保護の観点からも、契約締結時交付書面が契約締結前交付書面の役割を十分に担える状況にあると考えられる。 - また、短期間で同様の要件を記載した複数の書面が契約者に届くことは、却って混乱を招く可能性も想定され得ることから、契約締結前書面の交付を適用除外として頂きたい。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
53	27年 10月29日	27年 11月18日	提携教育ローンに対す る改正割賦販売法の一 部適用除外	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 ・銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰と信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 【具体的要望内容】 ・提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい(以下は除外条件を適用せず)。 ・特定商取引法の販売類型に該当する役務(特定継続的役務の提供契約) ・民事ルール関係(法第35条の3の17から19まで) ・信用情報関係(法第35条3の56から57まで) (信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。) 【要望理由】 ・平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 ・一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援(奨学金等で補えない対象者への補助)の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。 ・営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 ・なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 ・これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負担・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。	都 銀 懇 話 会	経 済 産 業 省
54	27年 10月29日	27年 11月18日	基準議決権数超過保 有・解消に係る届出の 廃止	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されているが、いずれも発行体による自己株式取得等により議決権保有割合が5%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。 ・然し乍ら、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出、解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。 ・なお、独占禁止法第11条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%超を保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。 【具体的要望内容】 ・銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止頂きたい。 【要望理由】 ・実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは相応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出をする事務負担は小さくないため。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
55	27年 10月29日	27年 11月18日	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して 1、資本(Tier1) 2の範囲内に収めなくてはならないと定められている。 ・銀行(銀行持株会社)は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。 1 ;証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。 2 ;Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。 【具体的要望内容】 ・「決算状況表」の「5.株式等保有状況」作成にあたり、使用する株式等の保有残高及びTier1について、有価証券報告書にて開示されている計数を使用することにつき許可頂きたい。 ・株式等の保有残高 → 有価証券報告書に記載されている「その他有価証券」のうち、公開企業のみ計数 ・Tier1 → 有価証券報告書に記載されている「連結におけるTier1資本の額」 【要望理由】 ・株式保有残高が規制上限を大きく下回っているにも関わらず、本規制対応の為、子会社・関連会社を含めた株式保有状況を集計。分子となる保有株式残高並びに分母となるTier1は別途、内閣府令、金融庁告示に定められている調整を行う必要があることから、集計並びにデータ収集にあたり、相当に高い業務負荷が発生している。	都銀懇話会	金融庁
56	27年 10月29日	27年 11月18日	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・店頭商品デリバティブ取引を行う銀行(商品先物取引業者)は、外務行為を行う者について商品先物取引法に基づき下記事項を記載した申請書を主務大臣に対し提出する必要がある。 - 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名 - 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ) 氏名、生年月日及び住所 ロ) 役員又は使用人の別 ハ) 外務員の職務を行ったことの有無並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行った期間 ニ) 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間 【具体的要望内容】 ・申請書の記載事項のうち外務員の住所については、申請書の記載事項から除外頂きたい。 【要望理由】 ・多数の外務員が存在する銀行においては、外務員の住所の申請、及び住所変更時の変更届の提出が大きな事務負担となっているため。 ・なお、金融商品取引法に基づく外務員登録申請においては、住所の記載が要件とはなっていないことから、商品先物取引法においても、管理監督上、必ずしも必須の要件ではないと考えられる。	都銀懇話会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
57	27年 10月29日	27年 11月18日	特殊関係者を新たに有 することになった場合 の届出対象範囲の見 直し	〔制度の現状(現行規制の概要等)〕 ・銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。 〔具体的要望内容〕 ・銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。 〔要望理由〕 ・銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。 ・銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項8号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。 ・ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームスレングスルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。 ・そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することになった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種リスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。 ・これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」) -3-3(注1)において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。 ・現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。 ・銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項・53条1項2号))。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度(一定の場合は事前届出)に基づきその業務内容等を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種リスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。 ・そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種リスクが銀行本体に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。 ・以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでの「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
58	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行代理業の許可申請(届出)に関する規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、金融庁に対し2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の役員氏名(住民票等添付)や営業所等の名称・所在地等のほか、子法人等、親法人等、親法人等の子法人等の商号・所在地・代表者名等の記載が必要。 【具体的要望内容】 ・銀行代理業者の許可申請書(変更届)について、次の通り規制を緩和いただきたい。 届出対象会社の範囲を、銀行代理業者の子法人等・親法人等までとし、海外企業は対象外とする。仮に、これが困難な場合でも、子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の代表者の記載を不要とする。 「2週間以内」とされている届出時限を緩和する。 【要望理由】 ・銀行代理業者に課せられている届出義務については、内容・時限とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている各種届出・報告と比して、厳しいものとなっている(経営実態報告の報告サイクルは半年ごとであり、代表者名については記載不要)。 ・また、届出対象に数十・数百といった多数の企業を要する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点からは事実上対応が不可能であり、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁
59	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・信託契約代理業に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」と定められている。 【具体的要望内容】 ・信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。 【要望理由】 ・信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと思う。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
60	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて 商号・社名、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称、業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。 【具体的要望内容】 ・銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定 ・財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更) 【要望理由】 ・本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。 ・具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。 ・この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。 ・関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が週次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。 ・銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。 ・従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁
61	27年 10月29日	27年 11月18日	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・株式担保の効力発生要件は「振替」である。株式担保()付シンジケートローン債権を、他の金融機関宛に債権譲渡する際、債権譲渡後の共有者名義の株式質権口座(以下、「新質権口座」という。)を新たに開設した上で既存の共有者名義の株式質権口座(以下、「既存質権口座」という。)から「新質権口座」へ振替することにより対応している。 共有者(シンジケート団)名義の株式質権口座に振替し担保設定した株式担保をいう。 【具体的要望内容】 ・新質権口座を開設することなく、既存質権口座において債権譲渡を実施した金融機関(以下、新規行)を追加すること(共有者名義の変更)で完結させたいもの。 (例)当初「A行、B行及びC行」が参加する株式担保付シンジケートローン案件で、今般A行からD行に一部債権譲渡を実施。 既存質権口座(名義はA行、B行及びC行の連名)にD行を追加する共有者名義口座の変更を実施することでD行の効力発生要件を充足させる。 【要望理由】 ・債権譲渡の度に新質権口座を開設することで口座開設の事務手間が発生すること。 ・既存参加金融機関(以下、既存行)から新質権口座開設の為に資格証明書等の本人確認資料を徴求しており、既存行の事務の手間がかかる為。	都銀懇話会	法金 務融 省庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
62	27年 10月29日	27年 11月18日	銀行(銀行持株会社) の取締役の兼職認可 の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条)。 ・内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。 【具体的要望内容】 ・銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したと看做すものとして頂きたい。 【要望理由】 ・銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21) ・このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の兼務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。(尚、就任に際しては届出が実施されている。)) ・上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、子銀行の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。 ・グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。	都 銀 懇 話 会	金 融 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
63	27年 10月29日	27年 11月18日	債権回収会社の社名 表記規制の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。 【具体的要望内容】 ・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。 【要望理由】 ・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。 ・立法当時の金融環境にあつては、「不良債権処理」に射程があったが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。 ・しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。 ・抛って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものとする。	都 銀 懇 話 会	法 務 省
64	27年 10月29日	27年 11月18日	猟銃所持許可、狩猟免 許取得の弾力化・柔軟 化	○経済的社会的効果 欧米では富裕層の趣味として狩猟が定着しており、我が国において狩猟がしやすい環境を整えることにより、海外から観光目的の富裕層を呼び込むことにつながる。また、鳥獣保護管理の担い手を増やすことで、有害鳥獣の個体調整を行いやすくし、鳥獣による農林業被害を緩和することにも貢献できる。 ○現在事業を困難とさせている規制 現在、猟銃所持許可を得、狩猟免許を取得するには、欠格事項に該当しないかどうかを探るための警察による身辺調査を含め、何段階もの極めて厳しいプロセスを経なければならない。これが、海外から日本に狩猟のために来ようとする外国人にとって大きなハードルとなっており、また日本人のハンター数増加を抑え鳥獣被害を拡大させる一因ともなっている。 ○提案する新たな措置 猟銃所持に係る初心者研修の開催数増加、狩猟免許試験の開催数増加、提出書類の簡素化、英語での申請・受講等の可能化等、猟銃所持許可・狩猟免許を得やすくするような、でき得る限りの方策をとる。	(一社) 新 経 済 連 盟	環 境 警 察 省 庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
65	27年 10月29日	27年 11月18日	在留資格制度の柔軟化	○社会経済的効果 外国人が我が国でより働きやすくなり、企業内の多様性向上、海外の知見の導入、グローバル対応の進展等を通じて、我が国企業のイノベーション創出、成長促進に貢献する。 ○現在事業を困難とさせている規制 新在留管理制度によって在留期間の上限は5年となったものの、長期プロジェクトへの従事の際の不便等から更なる引き上げを求める声も大きい。また、「企業内転勤」では転勤前に外国の本社・支社に1年以上勤務していなければならない、入社後1年未満の日本転勤が不可能となっている。 日本企業で働く外国人が外国に転勤する場合、永住許可に必要な在留年数がリセットされるため、企業のグローバル対応に合わせた柔軟な外国人社員の転勤が行いにくくなっている。 ○提案する新たな措置 ・在留期間を10年に引き上げ ・「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃 ・永住許可に必要な在留年数を通算できるように（一度日本を離れてもリセットされないよう）変更	(一社)新経済連盟	法務省
66	27年 10月30日	27年 11月18日	貸付型クラウドファンディングに関する規制緩和	(1)ファンド化・匿名化について いわゆる貸付型クラウドファンディングにおいては、借手が特定できないようにするため案件についてファンド化・匿名化することが当局の指導により求められている。その理由は、仮にファンド化・匿名化を行わなければ投資家が貸主として貸金業法上の貸金業者に該当するためであるとされているが、投資家は匿名組合出資を行うものであるから、貸金業に該当するとは考えられない。むしろ、ファンド化・匿名化を行うことにより、投資家への情報開示が妨げられる結果となっている。貸付型クラウドファンディングは、メザニン資金の供給を通じて地方創生にも資するものであり、現行法上、ファンド化・匿名化が不要であることを明確化していただきたい。 (2)みなし有価証券について 貸付型クラウドファンディングにおける投資家の権利は、投資家は利益の配当を受けるものではないため、金融商品取引法第2条第5項にいう集団投資スキーム持分には該当せず第二項有価証券(いわゆるみなし有価証券)には該当しないと考えられる。しかしながら、当局が明確な解釈を示さないため、現行事業者は、みなし有価証券とされることにより伴う各種規制(ディスクロージャー規制等)の対象となることを避けるため、投資家の数を500名未満に抑えているのが実情である。これにより、クラウドファンディングの普及を阻害する原因の一つとなっている。 そのため、貸付型クラウドファンディングにおける投資家の権利は、みなし有価証券には該当しないことを明確化していただきたい。	(一社)新経済連盟	金融庁
67	27年 10月30日	27年 11月18日	投資型クラウドファンディングに関する規制緩和	いわゆる投資型クラウドファンディングにおいては、その対象が、非上場株式について1年間の発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の小額のものに限定されている。 しかし、この上限要件は厳格に過ぎるため、ベンチャー企業が資金調達するにあたって極めて不十分なものとなっている。 そのため、発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制を緩和していただきたい。	(一社)新経済連盟	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
68	27年 10月30日	27年 11月18日	金融商品取引法における第二種金融商品取引業の要件について	金融商品取引法上における第二種金融商品取引業の登録にあたっては、例えば、専任のコンプライアンスオフィサーの設置が事実上求められるなど厳格な要件となっている。また、第二種少額電子募集取扱業者の制度についても、資本金基準等を除いて要件にほとんど違いはなく、活用されていないのが現状である。そのため、特に第二種少額電子募集取扱業者について、例えば、コンプライアンスオフィサーについて兼業や非常勤でもよいことにする等、要件を緩和してより活用しやすい制度にしていきたい。	(一社) 新経済連盟	金融庁
69	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について (その1)	たばこ小売販売業許可取得手続きに係る審査期間を短縮していただきたい。 たばこ小売販売業許可取得申請において、予定販売所と最寄りのたばこ販売店に距離規制が設けられているが、特例として「最寄りの小売販売業者の営業所が休業の場合は予定販売所と当該たばこ店との距離は測定しない」とされている。 しかし、実態としては財務局から休業たばこ店に対して「廃業指導」があり、実際に廃業手続きが完了してはじめて予定販売所の販売許可が下りるため、通常の審査期間(2ヶ月程度)より更に1~2ヶ月期間を要している。	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会	財務省
70	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売業許可取得手続きの迅速化について (その2)	たばこ小売販売業許可申請に際し、予定営業所の距離基準内に無届休業店がある場合の手続きを迅速化していただきたい。 たばこ小売販売業許可申請に際し、予定営業所の距離基準内に無届休業店がある場合、財務局から許可名義人に対して廃業指導等が行われ、廃業手続きが終了した後に予定営業所に許可されるが、標準処理期間より更に1~2ヶ月程の時間がかかっている。 予定営業所の最寄り店が無届休業店の場合は、直ちに審査を行うべきであるとする。	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会	財務省
71	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売業許可廃業跡地申請の待期間の廃止について	たばこ小売販売店の廃業跡地近隣を予定営業所とする申請の待期間を廃止し先願主義としていただきたい。 たばこ小売販売店として5年以上営業していた既設営業所の供給区域内を予定営業所とする申請をした場合、30日間の待期間が発生するが、処理期間が長くなり営業開始が遅れる場合がある。 また、申請が重複した場合は抽選となり許可を取得できない場合があるため、先願主義として取り扱うべきであるとする。	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
72	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売店 休業期間の延長について	たばこ小売販売店が、営業所の建替えや再開業等により長期間休業せざるを得ない場合は、休業期間を延長していただきたい。 たばこ小売販売店の1ヶ月を超えての休業期限は原則1ヶ年とされているが、建替えや再開業による場合は3年程度に延長すべきであるとする。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省
73	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売業 の許可基準における距 離基準の撤廃について	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃していただきたい。 たばこ事業法第22条で、たばこ小売販売業の許可制を当分の間としているのは、たばこ専売制度の廃止に伴う激変を回避することによって、多数を占める零細経営者の保護を図る目的で採用されたものであると認識している。 零細経営者が大幅に少なくなっている現状を考えれば、その許可基準の一つである距離基準を撤廃すべきであるとする。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省
74	27年 10月30日	27年 11月18日	製造たばこ小売販売業 の開業要件の緩和につ いて	たばこ小売販売業の許可後1ヶ月以内に販売を開始しなければならないが、「3ヶ月以内」までに販売の開始要件を緩和していただきたい。 開発審査や建築工事の遅延等(オーナー決定の遅れは除く)、計画当初は予定していなかった事由による開店日の遅延が発生しており、その都度、許可前の取り下げ申請、許可後の廃止届を提出しているが、正当な事由であれば当該申請は不要とすることで、申請者、JT、財務局の事務手続きが削減されるものとする。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省
75	27年 10月30日	27年 11月18日	特定承継条件の緩和 について	たばこ小売販売業許可の個人間の承継については、現状同居の三親等以内と定められているが、「同居」の規制を緩和していただきたい。 フランチャイズオーナーの高齢化に伴い、身内がオーナーの地位を承継しようとするが、前オーナーと同居していないケースが多く、たばこ小売販売業許可の保全が困難な場合がある。 特に、都市部では親と同居するケースはあまりなく、実態に沿わないことから、「同居」の条件を除外していただきたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
76	27年 10月30日	27年 11月18日	移転申請の申請緩和 について	現在でも1m未満の入口変更や手動から自動扉に変更になる際の移転申請が不要な財務局があることから、入口位置変更を伴う移転申請については、1m未満の入口変更であれば移転申請ではなく、届出書の提出だけに緩和していただきたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省
77	27年 10月30日	27年 11月18日	酒類・たばこ販売時の 年齢確認に関する法制 化について	現行法では酒類・たばこを販売する際、未成年者に対する年齢確認が求められているが、未成年者か否かの判断が難しくトラブルが起きている実態があることから、購入者自らが年齢を証明することを法制化していただきたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	警 務 省 財 務 省 庁
78	27年 10月30日	27年 11月18日	一般酒類小売販売業 免許申請時の添付書 類の簡素化について	法人による一般酒類小売販売業免許申請時に添付する書類につき、原本での提出を複写での提出も可としていただきたい。 法人による、一般酒類小売販売業免許申請時に添付書類として、登記事項証明書、地方税の納税証明書等の原本の提出が必要になるが、原本での提出ではなく複写での提出も可としていただきたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省
79	27年 10月30日	27年 11月18日	酒類棚卸の柔軟な対応 及び記帳帳票の簡素 化について	3ヶ月を超えない範囲の月末に実施する酒類棚卸を月中でも可としていただきたい。 酒類の棚卸は3ヶ月を超えない範囲の月末に実施し、在庫数量を酒類区分別に酒類受払帳に当該期間の販売数量と併せて記載することが酒税法に規定されているが、他の商品と同様に月中での棚卸を可としていただきたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
80	27年 10月30日	27年 11月18日	酒類・米の仕入・販売 に関する記帳義務廃止 について	酒類及び米の小売販売業者に対して義務付けられている仕入及び販売に関する事項の記帳と書類の一定期間の保管を廃止していただきたい。 酒類及び米の小売販売業者は仕入及び販売に関する事項について、帳簿に記帳し酒類は5年間、米は3年間保存する義務を負っている。 酒類の取り扱いについては、2001年に距離基準、2003年に人口基準が撤廃され原則自由化となり、米の取り扱いについても2004年に業者登録制度が廃止され、届出制となる等、規制緩和が進んでいる。 このように制度の当初の目的や趣旨が変更されつつある一方、事務作業に関する記帳義務については何ら見直しがされていない実態がある。 事業者は所得税・法人税といった税務申告の観点からの記帳義務と他の法律により二重の記帳義務を負っており、見直しが必要であると考え。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農 財 林 務 水 産 省 省
81	27年 10月30日	27年 11月18日	一般酒類小売業免許 申請書類の簡素化につ いて	一般酒類小売業免許申請書に関する添付資料として、一部廃止又は簡素化していただきたい。 「所要資金の額及び調達方法」「収支見込み(特に、需要予測は素人には難易度が高い)」「事業の概要」に検討の余地があり、特に、コンビニエンスストアの場合、これらは画一的であり簡素化できると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財 務 省
82	27年 10月30日	27年 11月18日	一般酒類小売業免許 の相続、法人成り等の 見直しについて	法人の買収、合併等を行なった際、「承継」を認めていただきたい。 現行では認められておらず、全国の管轄税務署宛に廃業・新規申請せざるを得ず、酒類販売の空白期間が発生してしまうこともあり、見直しが必要であると考え。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	財 務 省
83	27年 10月30日	27年 11月18日	フロン排出抑制法にお ける作業従事者の資格 取得手続きの緩和につ いて	平成26年4月施行のフロン法において、フロンガスの充填・回収作業を実施する作業員に資格取得が必要となっている。しかし、5年ごとに更新の受講料(1種: ¥25,700、2種: ¥22,680)の負担や、実務経験3年以上、冷凍空調に関する他の資格の保有という資格取得条件もあり、手続きを緩和していただきたい。 スーパー、コンビニエンスストアを含めフロンを使用する顧客は増加している。フロン類の回収・充填が必要な設備も1店に複数台設置しており、店舗数以上に大量に取り扱っている。 規制が緩和されることで、全国にいる作業員の資格取得・所持が安定され作業員数の確保に繋がる。 今後も店舗数の増加に伴い、設備が増加をしていく中で資格保持をしている作業員が安定していることは、修理対応やフロンの回収・充填作業も速やかに実施していただけるようになり、機器故障による機会ロスの削減に繋げられる。 また、知見を有する者の講習会について条件等を公開していただき、一定規模以上の団体・会社・お取引先による資格認定をお願いしたい。 現状の講習会の開催場所も全国での実施ではなく(2015年7月～2016年3月で23の都道府県のみで開催予定)、特に地方での開催が無いため、受講が困難な会社、作業員も出てきている実態がある。 更に、更新受講料についても取得者が継続していけるような費用への見直しについても検討をお願いしたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	経 済 環 境 産 業 省 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
84	27年 10月30日	27年 11月18日	省エネ法第15条第1項の規定にて、提出が義務付けられている「定期報告書」の見直しについて	各地方自治体にエネルギー使用量の報告を行っているが、国への報告一本に統一していただきたい。 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第19条第1項及び第2項の規定により、提出が義務付けられている「フロン類算定漏えい量等の報告書」と同様に、エネルギー使用量等についても都道府県別に国へ報告することにより、各地方自治体で制定している条例に基づくエネルギー使用量等の報告を省略することができれば、報告書作成に係る業務を削減できると考える。	(一社)日本フロンチャイ ーズ チェー ン協 会	経済 産業 省
85	27年 10月30日	27年 11月18日	容器包装リサイクル法制度の見直しについて	現行の容器包装リサイクル法においては、容器包装製造・利用事業者が、該当年度に使用する特定容器包装の使用量を見込んで(=再商品化義務量の算定)、指定法人へ再商品化委託申請を行っている。 この現状に対し、「見込み量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」から「製造・使用の実績量に基づく再商品化委託申請・委託金負担」へと、容器包装リサイクル法制度を変更いただきたい。 この変更により、商品や容器包装の価格に再商品化委託料金額が反映され、商品を仕入・購入した時点で再商品化委託費用の負担が完了し、再商品化委託金は上流の容器包装製造事業者が支払うという、より効率的で公平な制度に繋がると考える。なお、本件は指定法人と特定事業者との契約・支払方法を問題としたものではない。	(一社)日本フロンチャイ ーズ チェー ン協 会	農林水産省 厚生労働省 環境省 経済産業省
86	27年 10月30日	27年 11月18日	容器包装リサイクル法における新たなインセンティブの導入について	現行の容器包装リサイクル法では、再商品化義務量算定の際、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量を、特定容器包装使用量より差引いて申請可能な、量的な面でのインセンティブ制度が導入されている。 しかし、再商品化された素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用し商品を製造・販売しても、容器包装リサイクル法上、何らインセンティブ制度はなく、通常の容器包装の使用として扱われている。 そのため、再商品化された素材を用いた容器包装を使用した場合(特に、国内の素材)、又は環境に配慮した素材を用いた容器包装を使用した場合、容器包装リサイクル法上のインセンティブ(算定係数に差を設ける等)制度を新設していただきたい。 これにより、コストに係る「容器包装の質的な面における環境配慮」が促進されると考える。	(一社)日本フロンチャイ ーズ チェー ン協 会	農林水産省 厚生労働省 環境省 経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
87	27年 10月30日	27年 11月18日	食品リサイクル法の定期報告書の業種区分の見直しについて	食品リサイクル法では、現在、食品製造業の16の業種区分に食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されているが、食品工場においては、同一工場において、複数の区分にまたがる商品を製造するため、区分毎の計量が非常に困難である。現行法において区分されている「麺類製造業」「惣菜製造業」「すし・弁当・調理パン製造業」「菓子製造業」とは別に、これらの区分を1つにまとめた区分を新設する等、総合食品メーカーの実情にあった業種区分に見直していただきたい。 現行法にてオリジナル商品を製造しているお取引先(食品製造業)では、「業種区分ごとの食品残渣量」等を記載した定期報告書を提出している。 「業種区分ごとの食品残渣量」を把握するためには、残渣を「業種区分」別に仕分けをし計量する必要があるが、同一の工場で複数の製品を製造している場合には、複数の業種区分にまたがる食品残渣が混在して発生しており、その分別・計量に非常に困難と手間を要しているためである。 実情に伴った区分とすることで、「業種区分」ごとの目標値が正しく把握され、食品廃棄物等の発生抑制及び減量に繋がるとともに、工場での作業が減り、効率的な処理が可能となる。 分類することが困難な例 レタスは、サラダとサンドイッチの原材料に使用し下処理は同時に行うが、サラダは「惣菜製造業」、サンドイッチは「すし、弁当、調理パン製造業」に該当するため、廃棄する際に1日の製造の中でどちらの業種で発生したかを決めて、分別・計量している。 分類作業が煩雑な例 野菜炒めを惣菜と弁当に使用する場合には、同じ調理室で加工を行うが、業種区分が異なるため残渣を別々に計量・管理しなければならない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省 環境省 厚生労働省 経産省
88	27年 10月30日	27年 11月18日	中型自動車運転免許制度の見直しについて	中型運転免許で運転できる車両条件の緩和 ・現状:車両総重量5t以上～11t未満、最大積載3t以上～6.5t未満 ・提案:車両総重量8t以上～11t未満、最大積載5t以上～6.5t未満 与件:コンビニエンスストア店舗の主力配送車両は、現状、 ・総重量:定温・常温・冷凍共:約8t ・最大積載:定温・冷凍共:約3t、常温:約4tのサイズとなっており、この車両を運転するには、(新)運転免許制度施行以降の免許取得者の場合「中型運転免許」の取得が必要となる。 「中型運転免許」の取得には、普通免許での運転年数(取得年齢制限)があることに加え、教習所等の費用(約25万円)が必要となる。 上記と件から、若年層の「中型運転免許」取得率は極めて低く、物流現場でのドライバー不足が深刻な状況にある。 また、ドライバーの高齢化が進み、運転や作業での事故率の上昇や効率の低下によるコスト増が懸念される。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁
89	27年 10月30日	27年 11月18日	「菓子製造免許」の規制緩和について	市場の活性化を含めて、「菓子製造免許」について規制内容の見直しについて検討いただきたい。 現在、コンビニエンスストア等のカウンター販売商品の中で、「ドーナツ」等があるが、店舗にて加工する場合には「菓子製造免許」の許諾が必要となる。 現在は完全仕入れをし、店舗にて「開封→陳列→販売」をしているのが状況である。 しかし、加工といっても、本格的に生地から製造するものから、「砂糖をかけるノチョコ」を乗せるまで様々であり、規制が緩和すれば更に価値の高い商品の提供ができる可能性が広がると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
90	27年 10月30日	27年 11月18日	冷凍生地の中心温度 必達の条件緩和につ いて	パン等の冷凍生地(一度パンを成型した後、冷凍させた生地)を解凍して焼き上げる場合、該当する商品の品温(中心の温度)が85 以上という規定があるが、これを「生地のみ」という規制に緩和(又は文面追加)して いただきたい。 例えば、「あんぱん」等は、あんこを生地で包んでから焼き上げるため、現在ではあんこ自体も中心温度が85 まで焼き上げる必要がある。 あんこは熱が伝わり難いため、あんこの中心温度を上げるために、生地を必要以上に焼かなくてはならず、生地から水分が抜けてしまう状況が発生している。 加熱が必要な原料と、生食が可能な原料とで分けても良いと考えるが、明確な明文化をしてもらいたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	厚生労働省
91	27年 10月30日	27年 11月18日	冷凍食品を業務用レン ジで加熱し提供する場 合の調理行為の緩和 について	冷凍食品を業務用レンジで加熱し提供することを調理行為とならないよう緩和していただきたい。 現在、冷凍食品を業務用レンジで温めることが、調理行為となる自治体(東京都)がある。 冷凍食品の多くは家庭で消費されるが、値頃とメニュー性から店舗での加熱を依頼される場合も少なくない。 将来的なフードロス対策と全国のコンビニエンスストアにて冷凍食品を業務用レンジで温め提供することでお客様の利便性向上に繋がると考える。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	厚生労働省
92	27年 10月30日	27年 11月18日	揚げ処理中の油脂劣 化に関する規制の見直 しについて	計測の負担軽減及び計測の徹底といった観点から、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「極性化合物」を取り入れていただきたい。 昭和54年に厚生労働省から出された「弁当及び惣菜の衛生規範」において、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「酸価が2.5を超えたもの」と明記されているが、計測の徹底が困難である。 また、「2.5」という値も根拠が不明確であり、現状に合っていないと考える。 更に、「極性化合物」は油脂劣化を総合的に評価できる上、「極性化合物」の値を簡易に測れる計測器があることから、世界的には「極性化合物」が一般的な指標として使われている。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	厚生労働省
93	27年 10月30日	27年 11月18日	二酸化塩素の食品添 加物としての使用規制 緩和(現在は、小麦粉 の漂白のみ)について	二酸化塩素の食品添加物としての使用を規制緩和していただきたい。 現在は、次亜塩素酸Naにて食品(生野菜)の殺菌処理を行っているが、有機物と反応した際のトリハロメタン生成の問題や、塩素臭の長時間残量等の問題が生じている。 一方で、二酸化塩素においては、上記2点について、優位性があり、加えて、次亜塩素酸Naより、低濃度下において、抗菌スペクトルも広く、特にウィルスの不活化にも優位性がある。 日本国内での他法と比較しても、水道法では消毒目的として、使用方法の規制の下、使用が許可されている。 また、米国EPAやFDAにおいても、野菜類の殺菌において、使用方法を明確にした上で認可が出ている。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
94	27年 10月30日	27年 11月18日	「防火管理者・防災管理者の届出基準の明確化」及び「各消防署によって異なる防火管理者・防災管理者の届出書の統一」について 例：酒類販売管理者選任（解任）届出書	届出基準を明確化及び届出書の全国統一化をしていただきたい。 ・直営店は店舗主体者が半年～1年半で変わるため、主体者（＝防火（防災）管理者）が変わる都度、管理者変更届出書を各所轄消防署に提出している。 しかし、店舗によって、戸建て店舗やテナントビル内等、出店場所が様々な上、防火管理者の届出状況が異なるため、本部で正確なデータ（届出状況）を管理できない状況である。 店舗毎の届出の必要の有無を正確に把握するには、法令通りに計算し基準を満たしているか確認した後、管理会社又は所轄消防署に最終的に確認が必要であり、非常に時間がかかっている。 ・届出書は法人の場合、代表名（＝社長）の捺印が必要。現在の届出書の流れは、「消防署（もしくはホームページ）→店舗→本部→店舗→消防署」という流れで、非常に手間がかかる。 全国統一の届出書であれば、「本部（ホームページ等より届出書を入力）→店舗→消防署と、業務が効率化されると考える。 現 状 〔届出基準の現状〕 ・消防法施行令別表第一のコンビニエンスストアが該当する項目が不明瞭（明確な表記がないため）である。 ・テナントビルでの店舗では、該当の建物がどのような防火管理者の届出をしているのか、管理会社又は所轄消防署に確認後、店舗毎の防火管理者の届出の必要有無の確認が必要となる。 〔届出書の現状〕 ・記載内容はほぼ同様にもかかわらず、各消防署によって届出書が異なる。そのため、店舗ごとに所轄消防署より届出書を手配せざるを得ず、非常に手間がかかる。 効果 より正確に、迅速に防火・防災管理者届出書を提出できる。 コンビニエンスストアやその他、様々な場所に出店している小売店等にとっても非常に効果的であると考え。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	総務省
95	27年 10月30日	27年 11月18日	外国人就労査証（就労ビザ）取得時の規定に関する緩和について	日本の労働人口力が減少していくことが予想されることを鑑み、以下のような決まりがあると、企業によっては外国人労働者の採用に対して消極的になる可能性がある。 優秀な労働力確保と国際化推進の効果があると考えるので、外国人就労査証（就労ビザ）取得時の規定に関して緩和を検討いただきたい。 日本国内の企業で外国人が就労する場合、就労ビザを取得する必要があるが、その業務の種類によって取得すべき就労ビザが異なる。 外国人を将来の国際業務要員として採用しているが、そのため就労ビザは「人文知識・国際業務」を取得してもらっている。 但し、実際に国際業務に携わるためには現場知識が不可欠という企業哲学から、入社後、約2年間の直営店舗勤務と数年のOFC（店舗経営相談員）を経験させている。 就労ビザは3年ごとの更新が必要だが、入社後最初の更新時に、実際に国際業務に就労していないことを理由に、3年ではなく1年のみの延長しか認められないケースが発生している。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	法務省
96	27年 10月30日	27年 11月18日	畜肉加工品（輸入品）の動物検疫に関するルール変更について	「鶏の唐揚げ」等の加熱加工品に対する動物検疫について、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも受けられるようにしていただきたい。 「鶏の唐揚げ」等の加熱加工品を海外から輸入する場合、動物検疫を受けなければならないが、検疫場所が港湾地区に限定されているのが現状である。 しかし、動物検疫のために港湾地区の倉庫へ運搬・入庫し、検疫後に内陸倉庫へ再び輸送しなければならないため、輸送コストや入出庫コストが余分にかかる上、貨物の積み下ろし作業に必要な人員を確保する必要性が生じることになり、負担が大きい。 加熱加工品は加熱処理をしており、かつ内陸倉庫へは冷凍輸送を想定していることから、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも検疫を受けられるようにしていただきたい。	（一社）日本フランチャイズチェーン協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
97	27年 10月30日	27年 11月18日	消費増税に伴う、景表 法(ベタ付け景品の上 限額)について	景表法のベタ付け上限金額を「税抜き200円」にしていきたい。 景表法のベタ付け上限金額は税込200円であるが、2014年4月の消費税率の引き上げ後(5%→8%)も変わっていない。 今後も消費税率の引き上げ(10%)が行われる予定だが、これまでのままの考え方では、景品の実質的価値は消費税率が引き上 げられる度に下がることになると思う。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	消費者庁
98	27年 10月30日	27年 11月18日	特定商取引法の緩和 について	特定商取引法にある「訪問販売」規制において、書面交付義務を緩和していきたい。 コンビニエンスストアでは買物難民への対応として御用聞きを積極的に行っている。 買物にお困りの方や身体のご不自由な高齢の方等への対応を行い、地域社会の問題の解決に少しでも役立ちたいと取組みを強 化しているが、訪問販売で規制されている。是非この点について規制の緩和をお願いしたい。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	消費者庁
99	27年 10月30日	27年 11月18日	個人情報保護法の適用 範囲の拡大(小規模 事業者の適用除外の 廃止)に伴う対応につ いて	中小規模事業主への周知及び保有個人情報の量による管理手法(管理手法の規制)の容易化と具体的明示により、事業主の 管理コスト負担増の回避を検討していきたい。 現在、個人情報保護法の適用範囲は個人情報の保有数5,000件以上/日になっており、日本の企業の約3割のみが対象、本年9 月の法改正により、今後2年以内に全ての事業者にも適用されることとなる。 現在のマイナンバー制度導入でも10月時点にて中小規模事業者の周知率はかなり低く、罰則が規定されているものの、対応できな い事業者が多数発生することが懸念される。 中小規模事業者の情報管理コストは、今後、上昇の一方となることが見込まれる。	(一社)日本フランチャ イズチェーン協会	消内 関 費 者 官 庁 房
100	27年 10月30日	27年 11月18日	独占禁止法審査手続 に関する弁護士・依頼 者間秘匿特権の導入	【提案内容】 公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件に係る行政調査手続において、欧米等でも認められている秘匿特権の導入を行 うべきである。 平成26年12月の内閣府「独占禁止法審査手続についての懇談会」報告書においては、秘匿特権を導入することは現時点では適 当でないものの、今後の検討課題として、導入の可否を検討することが適当であるとの結論に至っている。それゆえに、規制改革会 議において、地方・中小も含めた幅広い事業者の意見を聴取し、公正取引委員会の実態解明機能の担保と両立する具体的な制度 設計についての議論を速やかに着手してもらいたい。 【提案理由】 公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件に係る行政調査手続においては、弁護士・依頼者間秘匿特権について、法令上、 これを認める、または認めないとする明文の規定はない。しかしながら、公正取引委員会では、実務上、秘匿特権を認めていない。 秘匿特権については、事業者がコンプライアンスの観点から弁護士と検討・協議を行った内容が適正に保護されず、これらの資料 が無制限に公正取引委員会に収集され、事業者にとって不利な証拠として取り扱われしまうと、事業者のコンプライアンス強化の取 り組みやリエンシー申請の検討を阻害する。また、海外では秘匿特権によって保護されるはずの文書が、わが国では保護され ず、公正取引委員会に収集されることによって、海外当局から秘匿特権を放棄したものと評価されてしまい、わが国企業が海外企 業と比べて不利な取り扱いを受けてしまうおそれがある。	(公社)関西経済連合会	公正 取 引 委 員 会

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
101	27年 10月30日	27年 11月18日	確定拠出年金の限度 額の撤廃	【提案内容】 現状、企業型確定拠出年金の限度額は、確定拠出年金以外の企業年金ありの会社では27,500円／月（他の制度がなければ55,000円／月）と制限されている。企業型確定拠出年金の導入は進んでおり、年金のポータビリティが一定程度進んでいるが、限度額を超える部分は確定給付型の年金として維持せざるをえない。また、確定給付型の企業年金は一般に20年勤続してはじめて年金として受け取ることができる制度が多く、雇用の流動化を阻害する一因となっている。企業確定拠出年金の限度額を撤廃し、雇用の流動化をさらに進めるべきである。 【提案理由】 (a)規制の現状 企業型確定拠出年金の限度額は、確定拠出年金以外の企業年金ありの会社では27,500円／月（他の制度がなければ55,000円／月）と制限されている。 (b)要望理由 昨今、ダイバーシティの重要性が喧伝されているが、日本企業にとって最重要のダイバーシティはキャリアやバックグラウンドのダイバーシティである。例えば、同じ組織内（例えば設計部署）に、材料の分かる設計担当、営業経験のある設計担当、製造技術に強い設計担当等、いろいろなタイプの設計担当を抱えることで組織で様々な問題に対処できる可能性が広がる。日本企業では、自社生え抜きの人材だけではなく他社のプロフェッショナルをコラボレーションさせて多様性を高めていくことが、昨今のより複雑な問題に対処するスピードを高めるとともに今後の日本企業の競争力を高めるために重要である。 (c)要望が実現した場合の効果 民族的に多様性が少なく、強固なナショナルカルチャーに支えられた日本企業が、多様な情報を獲得して、問題解決のスピードを高めるカギは、キャリアのダイバーシティを高めることである。要望内容は、これだけの施策で雇用の流動化が一気に進むとは思われないが、現行規制は雇用の流動化を妨げる一因にはなっているものと思われる。将来の社会保障に不安がある中、どこで働こうか将来的に企業年金を給付される制度にする必要がある。	（公 社） 関 西 経 済 連 合 会	厚生労働省
102	27年 10月30日	27年 11月18日	フロン排出抑制法の簡 易点検の頻度見直し	【提案内容】 フロン排出抑制法において業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵機の使用に義務付けられている3ヶ月に一回以上の「簡易点検」の見直しを行うべきである。 【提案理由】 2015年4月から施行されたフロン排出抑制法では、以下のとおり、大規模な機器を除く業務用空調機、業務用冷凍機および冷蔵機の使用に3ヶ月に一回以上の「簡易点検」が義務付けられているものの、これに対し、頻度が多く負荷が高い。 <管理者判断基準 第二 管理第一種特定製品の点検に関する事項> 第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。 1 管理第一種特定製品の簡易点検及び専門点検 (1) 第一種特定製品の管理者は、3月に1回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検（以下「簡易点検」という。）を行うこと。	（公 社） 関 西 経 済 連 合 会	経 済 産 業 省 環 境 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
103	27年 10月30日	27年 11月18日	建築確認における国土 交通大臣による図書省 略認定制度の審査手 続合理化	【提案内容】 建築基準法施行規則第1条の3(図書省略)の規定に基づく大臣認定取得にあたり、認定制度の審査手続の合理化を行うべきである。 【提案理由】 建築基準法施行規則第1条の3(図書省略)の規定による大臣認定取得にあたり、国土交通省の審査が長期化している傾向にある。 国土交通省の審査に先駆けて受ける指定性能評価機関での構造安全性の厳格な審査に3～5ヶ月以上、国土交通省への申請関連書類(設計仕様書等)作成に指定性能評価機関等と書式や文言についてのやり取り等で2～3ヶ月程度、さらに国土交通省にて、3～4ヶ月の審査期間を要している状況である。 新規に開発した構造システム等をより速やかに世に出すことができるよう、認定制度の審査手続の合理化を行うべきである。	(公社) 関西経済連合会	国土交通省
104	27年 10月30日	27年 11月18日	防耐火認定制度におけ る認定試験制度の合理 化及び他の法規制改 正に伴う使用材料変更 時の柔軟な対応の実施	【提案内容】 防耐火認定制度における認定手続について、認定書に記載されている材料より明らかに防耐火性が高いと証明できる場合については、認定試験を行わずに認定に追加できるようにするなど、合理化すべきである。 また、他の法規制改正に伴う使用材料変更時等に際し、同等以上の性能を持つ代替品の使用については既存の防耐火認定で読み替えを可能とするなど柔軟な対応をすべきである。 【提案理由】 個別認定である防耐火認定制度では、そこに使用する材質、寸法等が詳細に記載されており、それ以外のものを使用する場合は既存より明らかに防耐火性が高い材料である場合においても、新たな認定が必要である。認定試験の受験数が多く、長期間を要するとともに、認定試験費用も膨大となっていることから、認定試験の合理化により開発期間や費用を大幅に軽減することができると考える。 また、例えば、本年9月に厚生労働省から、リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)が特定化学物質の第2類に追加するという政令が公布され、11月より施行される。RCFはALC(軽量気泡コンクリート)の目地部等、建築物の壁や床にファイアーストップ材として使用されている材料であり、これら部位の防耐火認定に使用材料としてその内容が規定されているため、代替材料を用いようとするとならば防耐火認定を取得する必要があるが生じる。厚生労働省が意図する作業者の健康被害のリスクをいち早く回避するためにも、RCFと同等以上の性能をもつ代替品の使用については既存の防耐火認定で読み替えが可能とするなど柔軟な対応をするべきである。	(公社) 関西経済連合会	厚生労働省
105	27年 10月30日	27年 11月18日	消防設備士以外による 簡易な消防設備工事の 許可	【提案内容】 消防設備工事のうち、簡易な消防設備の工事(共同住宅の避難はしご等)については、消防設備士以外による工事が可能とすべきである。 【提案理由】 消防設備工事については、消防設備士による工事が必要とされている範囲が広く、合理化を行うべきである。	(公社) 関西経済連合会	総務省